

1 議事日程（3日目）

[平成20年太宰府市議会第4回（12月）定例会]

平成20年12月11日

午前10時開議

於議事室

日程第1 一般質問

一般質問者及び質問項目一覧表

順位	質問者氏名 (議席番号)	質問項目
1	渡邊美穂 (4)	<p>1. 市の制度変更に係る基本的な考え方とその進め方、課題解決と市民への説明責任について</p> <p>(1) 南保育所の民間委託及び地域包括支援センターの直営について</p> <p>(2) 自治会制度への移行について</p>
2	清水章一 (13)	<p>1. 安全・安心のまちづくりについて</p> <p>(1) 総合的な危機管理体制について 今年一年も様々な事件や事故が起きた。予期せぬ事態から、市民をどう守るのか。子供の安全対策や高齢者等の振り込め詐欺、新型インフルエンザ対策等、市の施策について伺う。</p>
3	武藤哲志 (19)	<p>1. 国民健康保険税滞納世帯に対する保険証の交付について 国民健康保険税滞納世帯及び納税相談を対象とした保険証未交付対象者、また、資格証明書を発行している対象者の中で、18歳未満の乳幼児・児童・生徒に保険証の交付を要望する。</p> <p>2. 後期高齢者医療における滞納者への医療証について 平成21年、22年度から後期高齢者医療制度で、無年金者で保険料が天引きされていない普通徴収者が1年以上滞納すれば、後期高齢者医療証が取り上げられる。今後の市の対応を伺う。</p> <p>3. 政府の定額給付金問題における市の対応について 政府の定額給付金問題について福岡県の市町村は所得制限なしに給付を行うということであるが、様々な問題があるので、今後の市の対策や様態を明らかにしていただきたい。</p>
		<p>1. 火災対策について</p> <p>(1) 企業の業種別、危険物の取り扱いの把握と査察のあり方について</p> <p>(2) 緊急自動車、化学消防車の住宅地や団地への進入道路は大丈夫なのか、また状況判断について</p>

4	安部陽 (14)	<p>2. 街路樹（クスの木）のあり方について</p> <p>(1) クスの木による歩道補修予算と今後の街路樹のあり方について</p> <p>(2) 現在のクスの木の処理について</p> <p>3. マナーアップ条例（仮称）の制定について</p> <p>(1) 迷惑駐車、空き缶等の散乱、ポイ捨て等、モラルが低下している。住みよいまちにするため、条例制定ができないか。</p> <p>(2) 犬、猫の飼い方のマナーが低下している。特に飼い猫、野良猫の区別をつけるため、首輪の普及ができないか。</p> <p>4. 機構改革について</p> <p>(1) 今回の機構改革によるメリットについて</p> <p>(2) 管理・監督者の人員及び職員の配置のあり方について</p> <p>(3) 観光課のあり方は、本市の経済財政のあり方にも大きく変化をもたらす。ますます観光に対するイメージがダウンしてきている。観光に対する位置づけをどのように考えているのか。</p>
5	藤井雅之 (2)	<p>1. インフルエンザ対策について</p> <p>(1) 新型インフルエンザへの対応策は。</p> <p>(2) ワクチン接種の呼びかけについて</p> <p>(3) ワクチン接種への市独自での助成制度を。</p> <p>(4) 流行時にワクチンの在庫状況を医療機関へ確認する手だては。</p> <p>(5) 保育所等の閉鎖時の対応策について</p>
6	福廣和美 (18)	<p>1. 定額給付金について 定額給付金に対する市長の考え方を示していただきたい。</p> <p>2. 妊産婦健診の無料化（14回）について 本年10月から、補助がこれまでの3回から5回に変更されているが、政府の考えも我が党の主張を受け、14回まで無料になっている。国会において正式に決定がなされた時は速やかに実施をしていただきたい。</p> <p>3. 水城跡整備の具体的計画について 新年度予算成立前であるが、今までの主張どおり早急の整備をしていただきたい。現時点で具体的に計画があれば示していただきたい。</p>

2 出席議員は次のとおりである（20名）

- | | |
|-------------|------------|
| 1番 原田久美子 議員 | 2番 藤井雅之 議員 |
| 3番 長谷川公成 議員 | 4番 渡邊美穂 議員 |
| 5番 後藤邦晴 議員 | 6番 力丸義行 議員 |

7番 橋本 健 議員
9番 門田 直樹 議員
11番 安部 啓治 議員
13番 清水 章一 議員
15番 佐伯 修 議員
17番 田川 武茂 議員
19番 武藤 哲志 議員

8番 中林 宗樹 議員
10番 小柳 道枝 議員
12番 大田 勝義 議員
14番 安部 陽 議員
16番 村山 弘行 議員
18番 福廣 和美 議員
20番 不老 光幸 議員

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（29名）

市長	井上 保廣	副市長	平島 鉄信
教育長	關 敏治	総務部長	石橋 正直
協働のまち 推進担当部長	三笠 哲生	市民生活部長	関岡 勉
健康福祉部長	松永 栄人	建設経済部長	木村 洋
会計管理者併 上下水道部長	古川 泰博	教育部長	松田 幸夫
総務・情報課長	木村 甚治	経営企画課長	今泉 憲治
管財課長	轟 満	協働のまち 推進課長 納税課長兼 特別収納課長	大藪 勝一
市民課長	木村 和美	福祉課長	鬼木 敏光
環境課長	蛭川 二三雄	保健センター所長	宮原 仁
高齢者支援課長	古野 洋敏	子育て支援課長	和田 敏信
国保年金課長	木村 裕子	建設課長	花田 正信
都市計画課長	神原 稔	教務課長	大内田 博
上下水道課長	宮原 勝美	文化財課長	井上 和雄
学校教育課長	松島 健二		齋藤 廣之
監査委員事務局長	井上 義昭		

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長	白石 純一	議事課長	田中 利雄
書記	浅井 武	書記	花田 敏浩
書記	茂田 和紀		

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第4回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

本定例会での一般質問通告書は、13人から提出されております。そこで、一般質問の日程は、さきの議会運営委員会におきまして2日間で行うことに決定していますことから、本日11日6人、明日12日7人の割り振りで行います。

議事日程は、お手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（不老光幸議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

4番渡邊美穂議員の一般質問を許可します。

〔4番 渡邊美穂議員 登壇〕

○4番（渡邊美穂議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従い、1項目について質問いたします。

現在、各地方自治体の財政は大変緊迫しています。もちろん太宰府市も例外ではありません。さらに、市民の自治意識も高まりを見せており、自治体には、行財政改革を初め、これまでにない施策によってこれからの時代に対応できるまちの体制づくりが求められています。

今回市長が来年4月から実施を打ち出された南保育所の民間委託、地域包括支援センターの直営、行政区を自治会へと移行する制度変更は、こういった時代の流れを打ち出した施策と思っています。

個人的に、地域包括支援センターの直営及び自治会への移行については、高齢化への対応や自治意識のさらなる高揚のための一つの方向だと私は考えています。しかしながら、そこに至るまでの経過や課題解決方法がかなり問題をはらんでいると考え、今回質問をいたします。

まず、今回、直営だった南保育所を民営化し、民間委託していた地域包括支援センターを直営にします。そこで、直営と民営について、市が基本的にどのようなとらえてあるのか確認するために、なぜ保育所は民間に委託し、地域包括支援センターは直営にするのか、その理由をお伺いします。

次に、制度変更の経過についてです。

これまで地域包括支援センターの運営を委託されていた事業所では、4月に市からの依頼で職員を増強するなど投資を行っています。つまり本年度初めまでは、来年度からの直営については話が出ていませんでした。また、南保育所については、9月議会最終日に報告があり、自

治会移行については、11月6日に総務文教常任委員会に説明が行われました。そして、すべて来年4月からの実施です。

4年前、都府楼保育所の民間移譲を打ち出したときに起こった混乱を市はどのようにとらえられたのか、私は疑問に思います。あのときもそうでしたが、皆さんが制度変更に反対しているわけではなく、まず現状の課題を精査し、その上で新しい制度設計を行い、新しい制度で起こる課題をどのように解決するか、めどを立ててから実施してほしいというのが基本的なご意見でした。

今回、この3つの制度変更についても、全く同じ理由で混乱が起きています。南保育所の保護者に対しては、まだ3回程度の説明が行われただけで、現在保護者会は非常に混乱しています。地域包括支援センターの委託先では、雇用していた職員、特に4月に雇ったばかりの職員の今後の身の振り方を含め、これまでの投資回収が間に合わない状況です。通常、業務の引き継ぎには3カ月程度かかります。したがって、地域包括支援センターも南保育所も、1月から業務の引き継ぎを始めなければ、4月の移行は難しい状況です。しかし、南保育所の保護者は、多くの課題解決に疑問を持ち、地域包括支援センターは直営後の職員を今募集している状況で、委託先も、今後どのようにして引き継いでいくのか、いまだ詳細を理解できていない状況です。まず、この2つの制度変更について、今後どのように進めていくのか具体的にお答えください。

次に、自治会への移行についてですが、なぜ行政区ではいけないのか、自治会へ移行しなければならないのか、その基本について市はどのように考えておられるのかお伺いします。

総務文教常任委員会では、この10月に大阪の豊中市で自治基本条例の視察を行いました。この理念条例を、豊中市は市民を巻き込みながら5年以上の時間をかけて制定されています。理念条例の制定でこれほどの時間がかかるものを、実際の制度変更に半年というのは余りにも時間が短過ぎると考えます。

地域コミュニティ推進担当では、9月議会においても、具体的な自治会という名前を出した説明をされませんでした。いつ自治会への制度変更が出てきたのか、その経過を教えてください。

以下、再質問につきましては自席にて行います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 市の制度変更に係る基本的な考え方とその進め方、課題解決と市民への説明責任についてご質問でございます。順次お答えをしてみたいと思います。

1項目めの南保育所の民間委託及び地域包括支援センターの直営についてのご質問にお答えいたします。

昭和63年3月に策定いたしました第1次行政改革大綱及びその後におけます第2次あるいは第3次までの行政改革大綱の推進項目を受けまして、今回南保育所の民間委託を行うものでございます。

また、行政運営を進めます上で、最少の経費で最大の効果を上げますことは行政の責務でございます。また課題ととらえております。特に、現下の厳しい財政事情では、肝要な課題でございます。このことにつきましては、子育て支援策についても例外ではございません。今後の南保育所の保育業務につきまして、民間の活力等を生かすためにも、今回民間委託を行うものでございます。このことから生じます人材でありますとか、その民間と直営で行いますところの財源を、さらなる子育て支援推進のための資源として活用するものでございます。

本市の場合にありましては、限られた予算の中で行政運営を行っております。歳入が今まで以上に税収が上がる構造であれば、市民の負託についても幾らでもこたえられます。しかしながら、そういった歳入は、むしろ減収でございます。そういった中におきましては、創意工夫、手法を凝らしていくということ、そういった中でその差益を見出し、そのことを市民の福祉の向上につなげていくというふうなことが本市の行政運営のあり方でございます。

次に、包括支援センターの直営の理由でございますけれども、1点目といたしましては、包括支援センター運営協議会、太宰府市の医師会、民生委員、介護支援専門員、市民等から、直営へ移行してほしい、多数の意見がございました。

2点目といたしましては、県内の市での運営状況を調査をいたしました結果、83%が直営である実態でございます。

3点目といたしましては、コスト面での比較をいたしました場合、経費の削減に結びつくことでございます。

これらの調査結果を踏まえまして、今後本市が迎えます超高齢社会に対応いたしますために、総合的に分析をいたしました結果、市民の目線に立って、包括支援センターの直営化を私が決断したものでございます。

次に、2項目めの自治会制度への移行について、ご質問にお答えをいたします。

私は、地域住民と行政との連携、協働のまちづくりを推進いたしますために、来年4月1日から、行政区の設置に関する規程の見直しを行い、それぞれの基礎的な区の自治会組織は存続発展させながら、行政と地域住民が車の両輪となり、行政主導の地域づくりから、地域住民との対等なパートナーシップのもとで地域づくり、協働のまちづくりに取り組んでまいりたいと、このように思っております。

現在、地方分権の時代を迎えておりまして、地方がそれぞれの特色を生かしたまちづくりをいたしますために住民と行政の関係見直しが進められております中で、特色ある地域づくりに向けた地域コミュニティの役割がますます重要になってきておると、このように認識をいたしております。

しかし、今地域社会では、人のつながりが薄くなり、一人一人が孤立化しやすい傾向にございます。例えば子育てでありますとか保育、あるいは教育の悩み、高齢者の問題などを一人で抱え込み、問題が深刻化する状況を招いております。

また、地域の住環境整備、環境の美化あるいは防犯・防災など、個人の力では解決できない

問題が増えております。これからは、同じ地域の一人一人が共通する問題でありますとか、あるいは、地域の課題を見詰め直し、これを地域の問題あるいは課題として共有をし、知恵や力を合わせて解決することが求められておるわけでございます。

地域住民の皆様方が互いに連携し、密にし、自治活動の活性化を図るためには、住民同士が支え合って地域のまちづくりを進めることのできる社会づくり、そのことが大切であると、このように思っております。

区長制度につきましては、長い歴史があり、多くの行政事務の補完的な役割を担っていただき、大変な貢献をしていただいたところでございます。また、地域住民と行政との大きなパイプ役にもなっており、私も今日までの状況を見ますときに、高く評価をしておるものでございます。

しかしながら、制度の発足から現在までの社会情勢の変化でありますとか、あるいは個人情報保護の観点から、委嘱業務を今日まで結果的に、段階的に縮小をしてきておるのもまた事実でございます。その反面、地域住民の代表でございます自治体及び相互扶助及び連帯感に基づきます自主的な、あるいは共同活動ということでのそういった活動内容は、地域の美化あるいは清掃、交通安全あるいは防犯・防災、あるいは青少年の健全育成、文化・体育活動、高齢者支援など多岐にわたっておりまして、地域社会に大いに貢献をされてきております。

今回の自治会制度への移行につきましては、地域コミュニティの推進には、自治活動の活性化が必要不可欠であると、このように認識いたしております。来年の4月からは、地域住民の代表者でございます自治会長として行政と協働のまちづくりを進めていただきたいと、このように考えております。

本年1月より開催いたしております市長と語ろう未来の太宰府・ふれあい懇談会におきまして、協働のまちづくりあるいは地域コミュニティの推進につきまして、直接住民の皆様方にも説明、お話をしておりますし、7月には市のホームページの中で、市長メッセージの中にも、一般市民全員が会員であり、自治会が基軸という骨組みを大切にしていくという基本的スタンスを述べておるところでございます。

来年4月からは、現在の行政区の設置や枠組みは変更はいたしません。これまで市から区長に委嘱していた業務については何ら変わりません。従来どおり、自治会へお願いをしたいと考えております。

今後は、コミュニティ活動を展開することによりまして、希薄になりつつある相互扶助の意識の向上を図るとともに、地域と行政が対等の立場で協働してまちづくりを推進していく住民自治、地域分権こそが21世紀のまちづくりに必要であると、これが基本になってくると、私は確信をいたしております。

詳細につきましては、各部長に回答させますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） 今の市長のご答弁の中でですね、まず地域包括支援センターのことで、運営協議会等からその直営への要望が出たというご回答がありましたけれども、なぜこういった諸団体のほうから直営にしてほしいという要望がなぜ出てきたのかということが1つと。

それから、地域包括支援センター、私はその直営は賛成なんですけども、委託先も委託を解消されるということについて反対はされていच्छゃらないわけです。一番の問題は、さっき言ったように、雇用していた職員の問題なんです。現在、市では直営後の職員募集を行っていच्छゃるわけですが、現在までの応募状況というのはどのようになっていますか、まずこの2点、お答えください。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 地域包括支援センター運営協議会の中でのご意見でございますけれども、将来の超高齢化社会を見据えたときにですね、これまで2法人に委託をしておいて、その2法人の職員の皆さんがさまざまな相談などを受け付けておられる中で、十分な対応ができていないのではないかというようなご意見なども寄せられたということでございます。

2点目の、現在の地域包括支援センターの直営の職員の応募状況につきましては、三、四名の方から申し出が今現在あっております。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） さっき部長おっしゃったように、これまで地域包括支援センターにおいて働いていたスタッフの方というのは、おっしゃったように、相談業務などで、高齢者とか、その家族の方と人間関係を既に構築されているわけですね。ですから、そのご協力を得るということは、利用者にとっても、また今そのスタッフの再雇用先で頭を悩ませてあるこれまでの委託先にとっても非常にいいことだと思います。で、市長も先ほど答弁の中でおっしゃいましたように、市民との協働ということをやっておりますし、また今後将来のことを考えたときにですね、これまでご協力をいただいていたその委託先とできるだけ波風を立てずにソフトランディングしながら契約を解消するというは私は非常に重要だと思うんですが、市は、その現在働いているスタッフの継続雇用について、きちんとその今の委託先と協議を行うべきだったと思いますが、これからそういった協議を行う検討はできますか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） これまで、平成18年度当初から、この地域包括支援センターを受ける業者、法人がなかった中で、この2法人がお受けをいただいた、そのことについては大変な感謝をしているところでございます。で、今回直営する方針決定に当たりましては、両法人と再三にわたりまして協議を重ねて、一定の理解を得たと判断したことから直営化に踏み切ったところでございます。

その中で、両法人からは、雇用されておる職員についての相談もありました。で、今回公募という形をしておりますので、そこに、大分県の教職員採用でいろいろあったことなどもござ

いますので、議員おっしゃいます、確かに人間関係というのは構築されておるということも理解をいたします。そういうことで、公募に応募をしていただきたいということでお話をしております。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） 恐らくその公募に応募するかどうかというの、一番の最大のネックは、報酬というか、お給料の問題が恐らくネックになってですね、多分市の人件費というか、それではかなり今までの報酬より安くなるから、それに対して抵抗感を示されているのではないかと思いますけれども、やはりそういうことは、もう少しですね、丁寧に、今まで、さっきおっしゃったように、2法人に関しては最初かなりご無理をお願いをしたという経緯があるので、やはりそこはきちんと人間関係を保ちながらやっていただくように、これからあと数カ月ありますけれども、その中でも、やはり市は最大限の協力をしてですね、委託先にできるだけそういったご迷惑をおかけしないような形で直営にしていっていただきたいと思います。

で、今直営にする、その地域包括支援センターの運営協議会の中から、なぜそういった直営にしなきゃいけないかという理由の一つとして、十分な対応ができていなかったという理由が上げられておりますけれども、民間で、例えば公的な施設を民間で運営するときに、例えばそういった十分な対応ができていない場合、本来市が指導に入るべきなんですが、市がそういったところでなかなか委託先に指導ができない、だから今回直営にしましょうということだと思うんですが。

ここでまた、ちょっと一回市長にお伺いをしたいんですけれども、民営化された都府楼保育所ではですね、現在障害児の入園は、保育士の経験不足を理由にして拒否されて、以前の都府楼保育所では考えられないことなんですが、現在障害児の数はゼロです。また、委託先の業者さんがですね、保護者との意見が合わない、こういったことを理由に児童の入園を拒否したという報告も私は受けております。移譲前に、私はこういったことを懸念事項として申し上げていましたけれども、残念ながらやはり今の結果になってしまいました。

これは、やはり、先ほど直営に戻す理由としておっしゃった、十分な対応ができていないという範疇に私は入ると思うんですけれども、その十分な対応ができていなかったという理由で直営に戻される地域包括支援センター、そして民営にして、今現在そういった十分な対応ができていないという保育所、これを踏まえた上でですね、市長の直営と民営、先ほどおっしゃいました理由は、いろいろるわかりますが、それを踏まえた上で、もう一度市長の直営と民営に対する考え方をお示してください。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 私は、民間委託あるいは直営等についての考え方については、これは昭和62年にさかのぼる考え方、これを踏襲をいたしております。民間委託につきましては、行政責任として実施しております事務事業につきましては、監督権と行政責任を果たす上で必要なものを留保した上で、そしてその処理を委託するものでございます。

行政は、公平性が一番でございます。包括支援センターにありましても、その機関が、病院であれ、福祉施設であれ、一般的に公に、その必要に応じて、その方の認知度あるいは介護の段階に応じて振り分けていくというふうなことが第一義的でございます。まさに、包括支援センターは、どこが受け手であろうと、そういった認識、そういった公平性に立つということが一番でございます。

そういった中で、その辺のところに問題があれば、これはもう一度原点から考え直して、全体の市民の皆様方の利益になるよう、そういった観点から、外部委託、直営で行うというふうなことにしておるわけでございます。

もう一つ。直営であれ、委託であれ、これは私は、よく民営であれば質が低下するとかそういったことが言われます。私は、ありません、そういったことはないというふうに思っております。その事象、事象によって、直営がいいのか、あるいは民間委託、外部委託のほうがいいのか、総合性の、今行政の責任の確保の問題、あるいは行政サービスの質の確保の問題、あるいは法令に適合しているかどうかというふうな問題、あるいは行政の民主制あるいは公正に確保されているかどうかというふうな問題、あるいは機密の保護が確保されるかどうかというふうな問題、そういったところを総合的に判断して、あるいは費用対効果の面におきましても、必ずしも民がすぐれておるとは思っておりません。行政の中で、そのことがそれ以上に確保されるというふうなことであれば、私は直営よりも、民間よりも直営をその場合は選択します。

その時折の状況、あるいは民間委託によって雇用の創出、例えば文化スポーツ振興財団にあってもそうです、雇用の創出を広く求めていくということ。すべて直営であるのが今ベターではないというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） つまり民間に委託をしても、その監督権はやはり行政がきちんと持ってやるというご答弁だったと思います。

それで、ちょっとその件について後でまた聞きますけれども、環境厚生常任委員会において、その原田議員のですね、南保育所の民営化について指定管理者制度で対応することは検討されましたかという質問に対して、検討していないというふうにご回答されていますね。で、国では、この指定管理者制度を導入して以降ですね、委託ではなくて指定管理者制度を進めていきなさいということを自治体にも指導されていると思います。で、現在多くの自治体が、この保育所についても指定管理者制度への移行を始めています。その国の方針に逆行してまでですね、委託という制度を使うという理由は一体何なんのでしょうか、これがまず1点。

で、2点目はですね、南保育所について、この12月議会に債務負担行為の補正予算が計上されています。で、この補正予算について、議会最終日に可否が決まったときに、議会が南保育所の民間委託に対して一定の判断を行ったということになるわけです。しかし、議会の議決を待たずに、市はもう既に委託先を募集されて、締め切っておられますよね。もしこの議会の意見を尊重するという姿勢があるのならば、まず債務負担行為に対する議会の議決を待って委託

先の募集を行うというのが私は順番ではないかと思えます。なぜ6月か9月にこの補正予算を上げなかったのか、この2点についてお答えください。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 今回、南保育所を公設民営ということで、一部委託をする方針決定でございます。指定管理者制度を検討はいたしておりません。

2点目の債務負担行為の議決後に公募すべきではないかというお尋ねでございますが、南保育所の公設民営化につきましては、庁内で、まずは3月議会におきまして、南保育所の定員を60人から90人に議決をいただきました。当時、4月時点での入所児童数は約40人ございました。90人から見ますと半分以下でございます。そこで、まずはこの入所児童を増やすことに専念しようということで、4月以降努力をまいりまして、8月には約60人になりました。それで、60人、定員が90人で60人児童が入所している状況であれば、公募したときに応募者もあるのではないかと判断をしまして、9月に庁内で決定をし、そして進めてきたということでございます。

で、債務負担行為、最終日に議決をいただけたらと思っておりますが、議決をいただいてからしたのでは、全体が遅れて、目標の4月1日には間に合わないということを考えておりますので、すべてを同時進行で現在進めさせていただいております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） 最初の1点目の指定管理者制度については、要するに全くその検討段階で俎上にも上がってこなかったということなんですかね。検討しなかったということはそういうことなのかなど。さっきの回答が、ちょっと余り意味がわからなかったんですけど、検討していないって、私はなぜ検討しなかったんですかという理由を聞いたんですけども、余り理解できなかったんですが。

それから、夏までにその入所数が増えたので、結局これぐらいに入所数が増えれば民間も引き受けてくれるだろうという判断を夏ごろになさって、それからじゃあ民間委託を決めたというふうに、2点目についてはご回答の内容をそういうふうに受け取ったんですけども、環境厚生常任委員会においてですね、先ほど市長は、昭和63年の行政改革大綱、これに基づいて、もともとその保育所の民間委託は決まっていたとおっしゃってましたが、南保育所の民営化については平成19年から具体的に計画をしていたというふうに常任委員会ではご回答されてますよね。で、それで私は考えていたんですけども、今のお話を聞きますと、夏に民間委託を決めたというふうに考えてよろしいわけですか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 言葉足らずでございました。この保育所の民間委託につきましては、市長が申しましたように、昭和63年の行政改革大綱に上がっておる項目でございまして、第2次、第3次の行革大綱にも保育所の民間委託というのがうたわれております。ですから、

ベースとしては、常に行政はこの保育所については民間委託を常々検討をしておかなければいけないというベースがあるというふうに思っております。

それで、環境厚生常任委員会では、申されましたように、平成19年度、私は当時教育関係でございましたので、詳しくは承知しておりませんでした。当時の担当部長にはそういう指示をしておいたということで引き継ぎを受けております。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） ベースはあったけれども、最終的なゴールを確信を持ったのが8月だったと、夏ごろにやっとその確信が持ったということだと思います。つまり数年前から計画はしていたということですね。

今度、同じように区長制度廃止についてなんですけれども、区長会においてですね、この区長制度廃止については、もう何年も前から行政では考えていたというふうなことを説明をされたやに私は聞いているんですけども、これは事実でしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） そのとおりでございます。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） その次に市長にご回答を求めようと思っていたんですけども。

確かに、先ほどおっしゃいました昭和63年の行政改革大綱から引き続き、この保育所の民営化ということは述べられていましたし、そして地域コミュニティについては、数年前から確かに議会においてもたくさんの質問が出ていました。しかし、議会とか市民に対してですね、具体的な言葉が出てきたのは、先ほどから申し上げておりますように、この秋なんです。で、もし本当に何年も前から計画があって、来年実施をしようというふうに決めていたのなら、南保育所については、せめて1年前、ですから本当に8月に、ああ、これでいけるなというふうに考えたんだとしたら、来年の4月ではなくて、再来年の4月、つまりもう8月でいけるという段階から、その民間に委託をしますよということを発表しておく。

それから、区長制度廃止については、区長制度を廃止しますということを、二、三年前にはですね、少なくとも当事者に対しては言葉としてきちんと伝えておくべきではないかと私は思います。

国も、保育所の民営化については、保護者との協議に最低1年程度の時間をかけなさいということを指導していますし、自治会へ移行した多くの自治体は、区長制度廃止をうたってから、うたってからですよ、実際に文言としてうたってから、最低2年から3年の時間をかけています。で、冒頭申し上げましたように、私は制度変更についてすべてを反対しているわけではありません。拙速過ぎるということが問題だと申し上げているんです。つまり民意の反映が余りにも不足していることが、今後市政運営、そしてひいては市長への反発につながるのではないかと私は懸念しているんです。

いまだに関係者の間には大きな混乱がありまして、感情論も含めて解決するのにこれから3

カ月というのは余りに時間がなさ過ぎると思います。この2つの制度変更についてですね、来年4月からの実施ということ強硬に打ち出すのではなくて、もう既に制度変更しますよということを出されたわけですから、もう少しコンセンサスをとって、丁寧な説明を、説明責任を果たして上で実施ということを検討はできないでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 今の保育所の問題からいきますと、一つの保育所を運営します上におきまして、大体1億3,000万円ほどかかります。で、外部委託しますと、すべての経費等々からしまして、1億円内でおさまります。約5,000万円ぐらい浮いてくると、差が出てくるというふうなことがございます。

それからもう一つは、学校給食の民間委託の例にとりまして、今5校委託をいたしております。1校当たりの委託費が1,100万円程度でございます。今直営で3,600万円ほどかかっております。単純に計算しまして、差額が2,400万円ほどございます。5校で1億2,000万円が、年次、一年一年浮いておると。サービスをほかの市民のほかの分野に振り向けておるといなのが状況です。

保育所につきましても、福祉全般、乳幼児の問題、あるいはいろいろ福祉の要望等がございます。これは、要望があろうとなかろうと、やらなきゃいかん部分はたくさんあります。

先ほどから申し上げておりますように、収入が増えてくるものはございません。わいてきません。その中を見直すことによってその差益を見出すということ、そのことによって新たな福祉のサービスに振り向けるということをやらなければ、太宰府市の行政運営は回っていきません。それこそ赤字になっていきます。絶えず、今福祉部長が言いましたように、外部委託、もっともっとほかに方法がないのかと、絶えず念頭に置きながら行政運営をしていく、予算化のときにも、予算編成時においてもそういった視点で行う、これは行政、為政者として当然であるというふうに思っております。

それからもう一点目の、行政区、コミュニティの問題にありましても、これは第四次の総合計画に既に打ち出しておったわけでございます、コミュニティづくり。そして、どうしても動かなかつた。だから、担当制を平成15年に、コミュニティ推進担当部長級を据えまして、なぜできないのかと。議会の皆さん方からもご指摘があったとおりです。もう総合計画も終わろうとしているのに、なぜコミュニティについては一向に進まないのか。実は、この行政区の見直しをしないことには、次には歩は進めないわけです。全体の見直しを行うということ、行政区を廃止するという事ではないですよ。44行政区はそのままの状態です。名前が変わったとしても、自治会となったとしても、あるいは今までの行政区でいいんです。そこを長として進めていただいていた行政区長と自治会会長との部分が、二面性がありました。行政区長のほうを横長にしましょうよと、縦の部分じゃなくて、協働のまちづくりをしていきましょうと。パートナーとしての考え方でございます。

そういった部分でございまして、平成15年の初めにも、担当部長がそれぞれの行政区に行

き、私も行きました。行政区に行って説明をいたしております。

また、今は、市長と語ろう未来の太宰府・ふれあい懇談会、平成20年1月から16回、ほぼ半数に向けてこの説明会をしてきております。そういった中においては、私も選挙で出ております、今お話がありましたように、なぜするのかというふうなことであります。しかしながら行政の首長としてやらなきゃいかん分野については、どんなに自分の状況があれ、前に進まなければいけないと、私はそう思っております。そのことについての評価は市民の皆さん方が後でしていただくもの。私は、俎上に上げ、百人委員会市民の皆さんと一緒にやってつくり上げた総合計画を貫徹させていきたいと、次の50年、100年の行政のあり方、システムをつくり、そして市民と一緒にやってまちづくりをしていきたい、これでございます。したがって、平成21年4月については、時期は変えません。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） 非常に熱い決意を持っておられるなということは伝わったですけども、どうしてもですね、来年の実施をするということならば、この2つの制度変更以前のですね、制度変更する前の問題点をお伺いします。

まず、南保育所の一部の保護者なんですけども、以前移譲された都府楼保育所において、保護者と移譲先、そして行政の3者です、1年かけて協議して合意した、たった4つの契約があります。この4つの契約が現在すべてほごにされています。そして、それに対する、先ほど市長もおっしゃいましたが、監督権は行政に残っていると、だから指導はしてくださいねということで、行政に対してもその約束をしていたわけですが、行政も現在それに対して何ら指導ができていないという、その状況を見ている。で、南保育所の保護者に見たら、民間が経営すると、仮に今どんな約束をしてもほごにされてしまうんだという実例が目の前にあるわけですから、行政が委託後も全く変わりませんよということを幾ら説明したところで、その言葉には説得力がありません。

ですから、次の民営化、まず都府楼保育所が終わってですね、次の南保育所の民営化を行う前に行政が行うべきことは、まず行政への信頼回復だと思います。先ほど市長の回答にもありましたように、監督権は行政にあるわけですから、南保育所に対してこの契約事項を履行するようにと、4つの契約事項ですから、これをきちんと守りなさいということをご指導することはできますか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 都府楼保育所を現在の法人に民間移譲した際に、法人と保護者と市とで3者協議会を設けて協議を進めてきたと。先ごろになりますが、保護者会から、この3者協議会についてはもうやめましょうというお話があったという報告を受けております。

しかしながら、平成18年4月に民間移譲した際にお約束があった3点、4点につきましては、全部ができておるわけではない、また後退もしておるといふふう聞いております。で、行政の責任で指導ということでございますので、昨日も第3回目の南保育所保護者説明会をし

ましたが、同様な指摘を受けておりますので、出されました4点につきまして指導をしていきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） では、これ、来年の3月の議会までにですね、4月にもし民間委託ということがどうしても進められるとしたら、どのように改善されたのかというのを、私はもう一度3月議会のほうでただしていきたいと思います。

では、先ほどの話に戻りますけども、区長制度の廃止になるその基本の自治会についてまずお伺いします。

例えばですね、現在その多くの分譲マンションにおきましては、名称はいろいろあるわけなんですけども、会長や会計、防災責任者、こういった既に自治会組織に近い組織を形成して、自分たちの管理組合としてそのマンションを運営しているわけです。自分たちの費用で運営しているわけなんですけども、既にこの基本となる組織を持つ管理組合を中心にですね、市のおっしゃるような自治会組織と同じような組織構成をして市に対して申請を行えば、これは現在の行政区から独立をして、新たな自治会として発足することはできるんでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） それはできません。で、これは今の行政区の設置規程の中にもございます。分区する場合にあっては、その関係のある行政区長、今で言う行政区長との協議が必要でございます。その上に立って、市が判断することでございます。そういったことで、軽々にはできないというふうなことについてお答えをしておきます。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 行政区のあり方について、新たな自治会をつくるという、「新たな」という言葉が非常に強調されてまして、市の考え方の基本的なことを私のほうから少し述べさせていただきたいと思っております。

今ある区では、それぞれ規約を定められまして、そして区域内の住民により組織化をされております。そして、自主財源の確保、区費を集めたり、自主財源の確保をされながら、そして役員等の選出も民主的に行われております。で、意思決定についても、協議により、事業計画、予算計画なども総会に諮られ、民主的、公平的に運営をされていると。まさに、みずからの地域はみずからがつくっていくんだという、いわゆる地域自治、いわゆる自治会、新たに自治会をつくるということじゃなくて、今ある区をまさに自治会そのものだということで追認していこうという基本的な考え方でございますので、何か今区を、組織を再編したり、解体したり、新たな組織を組み入れたりというような基本的な考え方は持っておりません。今までどおり、区の組織を発展、活性化していきたいという思いでございます。

これは、地域コミュニティづくり、校区での集まりの核組織として、コア組織ですね、核組織として、やはり区、自治会が重要な役割を担ってあるということを考えております。そして、そこに選出された区、自治会の会長さんが代表者であります。で、区長というのは、その

区から区長を推薦していただいて、市長が委嘱をしております。だから、基本的には、先ほど市長が言いましたように、二面性があるわけです。ただ、本市の場合については、区の代表である会長が区長として推薦されてくるという結果がありますので、イコールになっているということだけで、今までの自治会の代表者とこれからは対等な地域づくりを、皆さん一緒に協議してやっていこうという考え方でございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） いや、私が今そのマンションを例に挙げて問題にしているのは、例えば大規模マンションになったりすると、もう100世帯、200世帯というような、極端なことを言えば白川の世帯数よりも多いような世帯数を持つようなマンションも、今後というか、もう既にあるんですけども、そういったところは、じゃあもう自分たちのマンションのことは自分たちが自治会組織つくって自分たちでやりたいよというふうに言うケースがもしかしたら今後出てくるんじゃないかと思えます。で、私も幾つか調べてみましたが、先進自治体においてはですね、そういったところをやっぱり認めているところもあります。で、一定数、世帯数をということですね、例えば100世帯、200世帯以上とかという形で規定をつけてやっているところはあります。で、それは、やっぱり本人たちが自分たちでやりたいというふうに言って自治会を申請するわけですから、それこそ自分たちで自治がきちんとできるところじゃないかなと思うんですが、私が問題にしているのはですね、基本的にその規模、自治会の規模というのが今の行政区のまんまでいいのだろうかというところの検討が最初にきちんと行われたのかなということなんです。で、大規模行政区の場合、小さな行政区もありますけども、移行する段階では、多分現在のまんま移行するのが恐らく一番簡単にいくと思うんですが、今後ですね、大規模の自治会において、その自治会長が、今まで区長報酬でもらっていた同額のものをですね、自治会に私は報酬として要求できるとはとても思えませんし、自分たちが予算編成するときに、区長だけに報酬を与えるというような流れにはならず、実際に実動部隊である役員とか評議員の皆さんにも、じゃあ少しは報酬をやらんといかんよねというような流れに私はなるんじゃないかなというふうに思えます。ですから、そういった報酬の面とかについてでもですね、やっぱり大規模なのか、そうじゃないのかとかということで、いろんな差異が出てくると思います。

で、今のまんまだと、行政区をそのまんまというふうにおっしゃいましたけど、住民自治をするに当たって理想的な規模というのは私あると思うんですね。で、自分たちが自分たちのことを自分たちでやるんですから、今までのように委嘱でやるわけじゃないですから、そうすることができる範囲というのは、やはり理想的な大きさというのはあると思いますけども、こういったことは、今はもう制度的に難しいでしょうけど、最初の段階での検討事項にはあったんじゃないかな。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） それは、今までの行政区の中で絶えず出てきた問題です。例えば、多いところは2,000人から3,000人おるといふうなこと、あるいは境界のところ等について、合併したところもあります。あるいは、五条から五条台に行ったこともあります。吉松から青葉台のほうに編入した部分もございます。しかしながら、その自治っていいまいしょうかね、その一人一人が自由で、きままに、勝手にできるという問題ではありません。これは、今までもそうですし、今からもそうです。自治会という、44行政区については変わらないわけです。行政区もそのまま、ずっと今から先も残っていくんです。吉松であるとか、通古賀であるとか、44行政区は。ほんで、そこに新たな部分が出てきたとしても、そういった要望があったとしても、そこに所在する自治会との協議が必要であると、そこに編入しなければならないと。そこに転入してきたときは、あるいはそういったマンションが建ったときは、その自治会に属するというふうな考え方には変更はございません。その考え方でいきます。

今回の移行についても、1年目については、平成21年4月に基準日は置くけれども、そのそここの自治会によって、平成21年は組織づくり、それが4月に間に合うところ、あるいは6月、年度以降になるところ、それもいいんだというふうなことを言っているわけです。そして、2年目で正式に発足させていこうというなのが、段階的な考え方に立って、その自治の流れ、いろんな問題、課題が一樣ではありませんから、そこに合わせた形で着地していこうというふうな基本の考え方でございます。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） もう時間がありませんけれども、確かにその自治会制度は50年という歴史がありますから、やはりそういった来年4月からいきなり実施というのはいけません、それは多分市民の大きな混乱を呼ぶことになると思いますけれども、同様にやはり南保育所もですね、やはり今現在本当に混乱しているという状況があるわけですから、自治会に対して4月1日に、それから開始してって、1年間かけて、その再来年から実施ができますよと、だけど試行期間みたいな形で1年間やりますというふうなことをおっしゃっているわけですから、私が言いたいのは、やはりそこを強硬に進めるということについて、やはりそれは市民の反発を買うということが、私は、今後例えば市に対して、今までは協力をしようと思っていた市民の数を減らすだけではないかというふうに私は考えます。

ですから、これがもう悪い政策とか、政策の是非を言っているのではなくて、政策を進めるときにですね、やはりいま一度、もう一回立ちどまって、腰を据えて、市民の声、特にその当事者の声を聞いて、耳を傾けてくださるように心からお願いをいたしまして、質問を終わります。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員の一般質問は終わりました。

ここで11時10分まで休憩します。

休憩 午前10時58分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時10分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に続き再開します。

次に、13番清水章一議員の一般質問を許可します。

〔13番 清水章一議員 登壇〕

○13番（清水章一議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従って質問をさせていただきます。

私は、昨年4月の統一選挙におきまして、総合的な危機管理体制の整備で安全・安心のまちづくりを推進することを選挙公報に載せさせていただいております。

いつ発生するか予測できない自然災害や感染症、市民の身の回りの安心・安全を脅かす事件、事故の発生が絶えません。こうしたことから、昨年6月議会の代表質問でも、危機管理体制について取り上げさせていただきました。その折、市長は、総務省消防庁では、平成18年度から地方公共団体における総合的な危機管理体制の整備に関する検討会を設置し、具体的な検討がなされている、これを参考にしながら、市民の安全を守るために総合的な危機管理体制について調査を行い、市民が安心して暮らせるようなまちづくりの推進に努力をしたいとの答弁をされています。

本年2月に、地方公共団体における総合的な危機管理体制の整備に関する検討会の報告が発表されています。その後の本市の進展についてお聞かせをください。

また、特に子供の安全確保についてお伺いをいたします。

一昨年、太宰府東中学校で不審者が出没したそうなのですが、その事実関係とその後の対応、取り組みについてお聞かせください。

次に、振り込め詐欺についてお聞きをいたします。

振り込め詐欺、いわゆるおれおれ詐欺などが社会問題化し始めました2004年から今日までの被害額は約1,277億円にも上るそうなのですが、毎日約1億円の被害が発生しているとも言われております。最近、テレビでも振り込め詐欺防止のキャンペーンが行われております。特に政府は、年度内に定額給付金を実施しようとしております。こうしたことにつけ込んで、振り込め詐欺等がねらいをつけています。国もそうしたことに対応しようとしていますが、事務的な手続は各自治体が行わなければいけません。市として、こうした詐欺から市民の財産をどのようにして守ろうとしているのか、お聞かせをください。

次に、新型インフルエンザについてお聞きをいたします。

新型インフルエンザは、従来のもものと違って人に免疫がないので、大流行のおそれがあると言われております。厚生労働省の試算によれば、国民の4人に1人が感染し、200万人が入院して、最悪の場合は64万人が亡くなるという試算をしております。これだけの患者を病院などが受け入れることは不可能に近いと言われております。

国も、こうしたことに対応するための行動計画改定案をまとめています。国民の意見を求めた上で、来年初めに正式決定をするとの報道もあっております。

市民は、新型インフルエンザについては、認識も薄いし、その対応策についてどうすればいいか余りわかっていないのが現状でございます。新型インフルエンザへの情報提供やその対応策について、市の施策についてお聞かせをください。

また、インフルエンザについてお尋ねをいたします。

本年3月議会で、インフルエンザの予防接種の有効性は世界的に認められており、我が国においても、発病防止や重症化防止に有効であることが確認をされています。こうしたことから、自治体においても幅広く予防接種の助成が行われ、本市にも実施を求めたところです。

市長は、インフルエンザの予防接種の署名が4,000名以上あり、実現に向けて努力をしていくとの答弁をされました。その後の進捗状況についてお聞かせください。

あとは自席にて再質問をさせていただきます。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 総合的な危機管理体制についてのご質問でございます。

国レベルで総合的な危機管理体制の構築に関しまして、有識者等で構成いたします地方公共団体におけます総合的な危機管理体制の整備に関する検討会が開催されまして、今年2月に報告書が提出されたところでございます。都道府県におけますところの総合的な危機管理体制の整備について検討がなされておりますので、今後市町村に対します指導がなされるものと思っております。

本市の災害等の危機管理体制についてでございますが、地域防災計画で対応することとなっておりますけれども、風水害、震災対策などの自然災害が主な内容となっております。今後、総合的な危機管理体制の整備が必要であろうかと認識をいたしております。

重大な事故でありますとか、あるいは事件などを含めまして、地域防災計画を規定する必要があるため、国、県の動向を十分に踏まえまして、多種多様な危機管理体制をどのように整備をしていくのか、太宰府市の防災会議におきまして検討をしてみたいというふうに思っております。

次に、子供の安全確保については、後ほど担当部長から回答をさせます。

次に、高齢者の振り込め詐欺についてご回答を申し上げます。

全国的な振り込め詐欺の被害拡大に伴いまして、振り込め詐欺につきましては、注意を喚起するために、市のホームページでありますとか、あるいは筑紫地区安全・安心まちづくり推進協議会が作成いたしました安全・安心まちづくり通信などにおきまして、被害防止の啓発でありますとかそういったところに取り組んでまいりました。広報「だざいふ」1月号の防犯専門官が掲載をいたしております防犯だよりにおきましても、手口と対策についての記事を掲載することといたしております。また、各地域の会合等におきまして、防犯専門官が出向きまして、講演を開催しているところでございます。

今後とも、啓発に努めていきたいと、このように考えております。

次に、ご質問の新型インフルエンザは、世界的大流行が間近に迫っていると言われておりま

す。国におきましては、行動計画が間もなく改定される状況でございまして、国あるいは県では、既にワクチンでありますとか、あるいは治療薬のタミフル等を備蓄を行っておられます。新型インフルエンザにつきましては、職員が正確な知識を持つことが出発点でございまして、発生したときにとるべき行動を今の段階で明確化しておくことが大変重要なことであると思っております。

そこで、まず組織体制をつくり上げることが肝要であると考えておりまして、新型インフルエンザ対策本部の設置でありますとか、あるいは行動計画の策定に向けまして、内部協議を開始しているところでございます。

発生したときの対応につきましては、福岡県、そして筑紫保健福祉環境事務所が窓口になりますので、連携を図りながら進めていく予定でございます。

次に、インフルエンザ予防接種への助成についてご回答を申し上げます。

ご質問の内容につきましては、本年3月議会で、努力したい、検討したいと回答をしたところでございます。その回答の中で申し上げましたのは、予防接種によります健康被害の発生を契機に疫学的な有効性の調査が行われた結果、流行を阻止することを積極的に肯定する研究データは十分に存在しないとして定期の予防接種の対象外となったということがございます。その後、高齢者へ接種したときの有効性が認められまして、平成13年から現行の65歳以上の人を対象としたものでございます。

予防接種は、安全性が第一に問われます。人の命にかかわることでございますので、このようなことを踏まえまして、国によります見直しが行われ、そして必要性が認められたときに対応をしていきたい、このように考えております。ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松田幸夫） 2点目の子供の安全対策について、私のほうからご回答させていただきます。

ご質問の内容につきましては、平成18年3月上旬の登校時間に、太宰府東中学校の女子生徒が、校門付近におきまして、近づいてきた不審者から「遊ぼうよ」と何回も声をかけられるなどされたために、生徒は恐怖を感じて大声で叫んだことによりまして、不審者はその声に驚き、その場を立ち去ったというものでございます。

その対応といたしましては、直ちに警察に通報いたしまして、事情説明を行うとともに、警察、パトロールの強化依頼でありますとか、市の職員によります朝のパトロールの実施を行っております。

現在、各学校におきましては、学校安全管理マニュアルを作成をいたしておりますので、不審者対策や地震、火災等の対応あるいは登下校時の安全対策等を詳細に定めまして対応をいたしております。特に通学路の安全対策につきましては、学校だけの対応が困難な状況もございまして、保護者や地域のボランティアの方々にご協力をいただきまして、通学路での立ち

番あるいは防犯パトロールの実施、腕章をつけての散歩、さらには営業などで市内を回ってあります郵便局あるいはタクシー会社の方々にも見守りをお願いをいたしまして、それぞれ各小・中学校におけますところの登下校時の安全確保を図っております。

また、市のほうでは、防犯専門官を位置づけておりますので、この専門官によります市内全域のパトロール、そして青色回転灯をつけた車両による巡回も行っております。

かけがえのない子供たちの命を守るためには、教育委員会、学校、警察あるいは特に保護者、地域の皆様との連携を図りながら、さらなる安全対策、安全確保を図ってまいります。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 危機管理について、市長の答弁によりますと、必要であるということ、地域防災会議で検討をしていきたいということでございますので、ぜひご検討をお願いしたいと思っております。

で、その一つの中に、市長の答弁の中で、総務省の消防庁が今年発表したと、2月、それが県ほうに来てまして、県のほうは今後策定していくと思えますけども。今回この、確かに都道府県の部分ではあるんですが、この報告書を読む限りにおいては、市町村にも非常に参考になるっていいですか、この以下の報告においては、一応都道府県を念頭に置きますけども、この報告内容は、市町村の場合について検討する際にも有効であると、こういう形で書いてあります。

県のほうからどういう形でおりにくるかどうかわかりませんが、今回のこの内容を見ますと、非常に、太宰府市にどの程度の部分があるのかなという感じがするんですが、危機管理と言っても非常に幅が広がります。物すごく広がります。今回この総務省が、言えるならば検討の対象とするイメージがあるわけですけども、自然災害、これはもう地域防災計画にもあるわけですけども、あと鉄道、それから武力攻撃、テロ、そして感染症と、こういう形を検討会の対象といたしております。

その中で、事案としていろいろあるわけですが、例えばJRの福知山線だとか、それから京都で起きたこの高病原性インフルエンザだとか、そういうようなことが対象になっておるわけでございます。平成17年の6月議会で私が、やはり同じような形で、総合的な危機管理体制について質問をさせていただきました。そのときに、今回のこの総務省が出している内容と、若干もう少しこの幅が広がります、草加市というところが、危機管理、ちょっとこれ資料ですけど、草加市危機管理計画というのをつくっております。で、これを参考にしながら質問をさせていただいております。これは、160項目の項目がございまして、この計画の位置づけが、「災害対策基本法に規定する災害に対する計画は草加市地域防災計画として策定されている」、これはもうどの市町村も同じです。で、草加市の部分は、「この危機管理計画は、草加市地域防災計画を統括する計画として位置づける」ということで、一番上位に置いてあるわけですね。その中の一つとして地域防災計画があると。

で、これを見ましたら、物すごい、大変ボリュームがあるわけですが、これを一つ一つ説明しよりましたら時間がありませんので、まずそのときの質問の中で答弁がっております。で、私は、草加市の部分の質問をさせていただいたんですが、そのときの答弁ですよ、「総合的な危機管理体制等につきましては、先進地の事例もございますので、そうしたところの調査研究をいたしますとともに」、こういうようなことが答弁としてあるわけですが、そのときの先進地というのはどこのことを指して言ったのかどうかわかりませんが、この草加市のこの地域危機管理計画というものを先進地の一つとして私紹介させていただいたわけですが、この平成17年6月から今日まで、約3年過ぎているわけですが、どのようなこの先進地の調査をされたのか、そして危機管理体制の管理計画をつくらうとしているのか、その辺をちょっと最初にお聞きをしたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 実際に自治体を訪れて調査ということはやっておりませんが、インターネット等使いながら、いろいろな先進事例あるいは自治体の地域防災計画も公表されてますし、国のほうでもデータベース化されておりますので、見ることが出来ます。

その中で、先ほど市長も答弁いたしましたように、何が危機か、何がリスクなのかということが多種多様にわたります。それで、体系づけられておりますのは、先ほど報告しましたように、地域防災計画の中、それと国民保護計画、そういうものがあります。

で、今後については、地域防災計画に、自然災害が主なものになっておりますので、今議員がご指摘のように、重大な事件あるいは事故について、太宰府市にどのような可能性があるのか、そしてそれに対してどういう体制をとるべきなのかというのを体系づけていきたいと思っております。ただ、国も、平成18年、平成19年と今検討してあるように、総合的につきますとなかなか難しい部分がございますので、少し時間はかかっております。ご了承いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） そりゃ、いろんなことを研究はされていると思いますけど、私が今特に聞きたかったのは、この草加市の危機管理計画というのを平成16年9月に発表されて、このことを通して平成17年の6月議会で質問をさせていただいた、先進地として。そういうことで、言うなれば、議会で取り上げさせていただいたんですが、この草加市の危機管理計画には目を通されましたか、何か資料をとられたりして調査されましたかということをお聞きしたかったんです。

議会で質問してますので、やっぱりきちっと答えた分に関してはですね、やっぱりこちらのほうとして先進地の紹介をしておりますので、そういう答弁をされておりますので、まずその辺の確認をしておきたいということでございます。しとるかしてないかだけ。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 私、昨年10月にこの担当になりまして、草加市の防災計画、そういう危機管理体制については私は確認をしておりません。申しわけございません。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 非常に参考になる内容でございますので、ぜひ検討の対象にさせていただきたいと思います。非常に、ここまでできればいいんだろうと思いますけども、危機とは何かという、そういう定義からずっとなされておきまして、市長が、やっぱり危機管理体制については必要であるという考えを示されましたので、しっかりと取り組んでいただきたいと思っています。

その中で、幾つか危機管理の中で項目を上げさせていただいて、細かいことをちょっと質問させていただきました。

で、まず子供の安全確保でございますが、太宰府東中学校で不審者が出没したということで、今部長のほうから答弁がありました。太宰府市におきまして、約20年ぐらい前になるかと思いますが、私のちょうど娘と同級生になりますけれども、当時小学校1年生の男の子が、児童が殺害されるという痛ましい事件も市内で発生をいたしております。こういうことを二度と繰り返してはならないということで取り組みをされておるわけでございます。

で、警察のこの福岡県の安全・安心まちづくりという報告書が出ております。こういう分厚いものでございますが、この中に警察活動のことが書いてありまして、警察活動が多発する犯罪に非常に追いつかないと、犯罪がもうあちこち起きています。で、昭和期では50%以上の検挙率があったと。しかし、平成14年には20%に落ち込んでいますというようなことがこの中に書いてあるわけですね。で、それは何を言いたいかということ、もう警察だけではなかなか手につきませんよと、そういうことで、地域の協力あるいは市町村の協力、いろんな協力が必要であるということだと思います。

で、協働のまちづくりの中で市長が、国対費に防犯防災委員会ですか、こういうことを設置しようということは、非常に私は時代になかった考え方だと思いますし、当然これから大いにやっていっていただきたいと思っておりますし。

これ、非常に今こういったボランティア団体の取り組みが、先ほど部長からもありましたように、かなり進んでおるそうです。平成15年から昨年までの4年間で約12倍、構成員が約13倍に、要するに急増したと。これは、日本全国の警察庁です。で、その中で、主な活動は、徒歩による防犯パトロール83%、通学路での子供の保護、誘導76%、これの2つが大きな柱となっておりますということで、これはよその市町村も本市も同じような形でございます。

警察、地域のボランティアの人たちという構図が今描けるわけですが、うちは防犯専門員という形で巡回をされていらっしゃるんですけども、これは市民の方からの提案をいただいたんですので、皆さんにちょっと紹介をさせていただきたいと思いますが、先ほどの危機管理体制と同じでございます、いつ何が起きるかわからないという形の中で、その間を埋めるですね、

地域と、要するに警察、その間を埋めるものとして、この安心・安全まちづくりの推進の中にもありますけれども、民間の警備会社のこの設置等も防犯の役に立つというようなことがうたっています。で、言われる方は、ガードマンを、各学校という形じゃなくて、1組ぐらい設置をして、そして市内の小・中学校を巡回あるいは幼稚園・保育園を巡回するという形の中でやっていくとまた一つ効果が出るんじゃないかと、こういうような具体的な提案もされたわけですが、この穴埋めをするものとしてそのような考えが、財政上の問題もありますので、予算がどこまで確保できるかという問題もあるわけでしょうけれども、その辺のお考えはあるかどうか、ちょっとお尋ねをさせていただきます。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 安全・安心のまちづくりについては、大変重要な施策の一つだというふうに思っております。これは、清水議員からもご指摘がありましたように、地域だけ、あるいは警察署だけではできません。あらゆる地域コミュニティの中で地域力が低下しておるといふような状況がございますので、その市域内の各行政区、自治会挙げて、この安全・安心については取り組む必要があるというふうに思っております。

太宰府市におきましては、防犯専門官の雇用もその一つでございます。本当に、日誌を見ておりますけれども、毎日バイクに乗って、雨の日も風の日も、雪の日であろうと回っていただいております。そして、つぶさに指摘事項を書きいただいております。落書きの問題、あるいは登下校時の不備の問題等々、あるいはここではこういったことがあったというような報告等もいただいております。それに基づきまして、私どもは、その問題点、課題等々を各関係課に回すように、そして即時解決できるもの等については解決を図っておるような状況です。

で、行政でできます部分等については、例えば青色パトロールカーにつきましても、既に3台を設置をいたしています。市に置きますのが3台でありまして、それ以外の防犯関係者がお持ちの部分もでございます。

そういった形の中で、私は、地域あるいは警察、学校等々、行政ももちろんでございます、やはり官民挙げてこの問題等については取り組んでいくことによって、パトロールをすることによって、あるいはそういった外に出ることによって抑止力になるというふうに思っております。ついで隊もそうであります。あの防犯、何といたしましうか、夜の10時から12時まで、補導連絡協議会の中でパトロールをしていただいております。私も、今最近は必ず出席するようにいたしております。そういった一つ一つの取り組みがそういった抑止力につながりますし、ひいては安全・安心のまちづくりにつながっていくものというふうに思っております。

市民の皆さん方、あるいは行政、議員の皆さん方もそうです、関心を持っていただくということ、そして行動をとっていただくということ、このことが私は大事だというふうに思っております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。



○13番（清水章一議員） 市長がおっしゃっていることはもう十分承知して質問させていただいているわけですが、そういう形の中でおやりになってらっしゃると。そういうことで、警察と、そういう地域の防犯あるいは住民、そういう形の、この福岡県の安全・安心のまちづくりの推進に向けての報告書の中に、具体的な取り組みの一つとして、自主防犯対策、先ほど申し上げた、市長が言われた部分ですけど、を補完するための民間警備業の活用と、言うなりヤガードマンのことだろうと思うんですが、こういうこともこの中にあります。この具体的なことについて、難しいのかどうかですね、お答えをいただきたいと思っておりますけども。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松田幸夫） 民間の警備会社に委託する手法という提案がございましたけども、先ほど市長が申しましたように、本市の場合は、防犯専門官も毎日朝から夜まで巡回をしておりますし、先ほど申しましたように、地域のボランティアの方々総出でこういうふうな安全管理を行っておりますので、ご提案については、また今後の検討課題としていきたいと思っております。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） はい、わかりました。よろしく申し上げます。

次にですね、振り込め詐欺についてお尋ねをしたいと思うんですが、これは行政がどこまで対応できるかということもあるわけでございますけども、先ほど、いろんな機関と連携をとりながらおやりになっていらっしゃると。

市長、お尋ねしますけども、これだけ振り込め詐欺が2004年から言われております。それでも、なおかつ被害が拡大しております。今年度の11月末で、福岡県で被害が548件、昨年の同期比の約1.3倍にはね上がっております。5億7,000万円、福岡県で。今年上半期の被害総額は、前年同期比の1.6倍の約167億円に上って、過去最悪のペースと、このように出ております。もう、私も思うんですが、これだけのことがマスコミで取り上げられながら、なおかつ被害が発生すると。なぜかと。そういう面において、市長はどのようにお考えになっていらっしゃるかなと、そっから対策が、行政としてできる範囲があるのかどうかですね、今おやりになってらっしゃる部分で十分なのかどうか、その辺をお尋ねしたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） これは、心理的なものを巧みに、人の弱みを利用したといいたいでしょうか、悪らつな私は犯罪であるというふうには思っております。人の心をもてあそぶというふうなこと等については、厳罰に処するというふうな形の中でいく必要があると。

しかしながら、今ご指摘のように、どういった対策をとっても、そのことがいまだにやまないと、減らないということについては、やはりそこに弱みがある、かわいい、孫がかわいい、子供がかわいいというふうなところをついてのやはり犯罪。だから、そういった面を日々から、これも危機管理だと思いますけれども、特に一人世帯の老人、高齢者の皆さん方であるとか、そういった形については、やはり戸別訪問であるとか、いろんな形の中で行い、日々そういった訓練といいたいでしょうか、そういった啓発を行っていくというふうなことが大事だという

ふうに思っております。

あるいは、刑罰的には、やはりあらゆる検挙をし、そして刑法の改正を行うぐらい、厳罰に処するぐらいの、今の刑法の罪刑も見直すぐらいのことが必要ではないかなというふうに思っております。

一番は、そういったことがないような社会をつくり上げるということが大事なことであるというふうに思っております。モラルをもっともっと高めていく取り組みを、私ども社会教育の中で、全般的な啓発の中で、そういった心に触れる取り組みといたしまししょうか、善悪の部分、小・中学校の教育の部分あるいは家庭教育の分野からきちっと行っていくことが肝要ではないかなというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 非常に難しい問題だと思います。ただ、その、今市長がおっしゃってました部分は、この振り込め詐欺も最近では手が込んできてですね、最初はおれおれ詐欺だったと。で、最近では架空請求詐欺というのが何かあったり、あるいは融資保証金詐欺とかあったり、それから還付金詐欺とか、こういう形で、このいろんなタイプの手口が今あるそうでございます。で、被害も、女性の高齢者の方が多かったわけですが、最近では若者もそういった形の中で詐欺に遭っていると。

1つ、この振り込め詐欺をやったこの犯人が、なぜそういうことをやったかという、やっぱり報道をすると。詐欺で、こういう詐欺をやったと、それで何千万円とられたとか、何百万円とられたと。その報道を見て、これならおれもやれると思ってやったという、そういう口実も出ているわけですね。ですから、私は、何だかんだいいながら、やっぱり、まずは市民の防犯力が一番だと思います。でも、やはりこういう、今言った状況でしたので、警察が、今年の10月、振り込め詐欺撲滅強化推進期間ということでやったんですけど、これはかなりやっぱり効果があったといったことが報告をされております。地域によっても、だまされやすい地域とだまされにくい地域があつて、大阪はなかなかこの被害に遭う方は少ないということで、人の気質もあるというふうなことが警察庁のホームページに載っているそうでございます。

そこでですね、当然次のこの手口を考えてこようとしているのが、この定額給付金ですね、市町村が事務をやるわけですが。総務省のホームページからとったんですけども、もう既に総務省を名乗って、この定額給付金のことについて電話等があるというようなこともあつております。

これも一つの危機管理の一つだと思うんですけども、市としては、どうやって支給するかとか、そういう形の中で、一生懸命そっちのほうに頭が行かれていますと思いますけども、こういったことの対策、対応というものは当然考えなきゃいけないと思うんですけども、その辺の危機管理についてどのように考えていらっしゃるか聞かせていただければと思います。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 今県のほうからですね、いろいろと給付金につきましては、説明会があ

ったり、それに対して市町村としてどういう疑問があるのか、どういう問題があるのかという  
ような調書づくりをされている最中でございまして、県の指導によりますと、まずは口座振替  
を優先的にしなさいと。それも、水道料金、それから電気料金等の口座振替をしている通帳が  
好ましいと、そういう写しをつけたほうがいいのか、そういう指導がされてますので、まずは  
その方法で検討していきたい、まずはそういう被害に遭わないような方法を検討していきたい  
というふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） よろしくをお願いします。

次にですね、これは後ほどまた質問があるかと思いますが、新型インフルエンザについてち  
よっとお尋ねしたいと思います。

これ、感染症の問題です。危機管理の問題の大きな問題ですが、私が質問通告しましてです  
ね、しましたら、昨日NHKでこの新型インフルエンザについてのテレビの1時間番組が、  
30分かな、おととも違う番組で1時間、その前の日もありました。この新型インフルエン  
ザについて、非常に最近マスコミがいろんな形で報道をいたしております。

私も、今回そういうマスコミを、質問をしたということもありまして、その報道等も見させ  
ていただいたんですが、私が認識している以上にこの新型インフルエンザというのは非常に怖  
いと思いました。まだ実際には発生をしておりません。で、しかし、過去はもうそういう形で  
発生をした事例があるということでございます。

で、11月ですか、国が行動計画改定案というものを作成して発表したと。今までは、どちら  
かということ、水際作戦、要するに入ってくることを阻止をするということが主力だったんです  
が、今回の改定案においては、もし感染された場合にどうなるかという形で改定案がなされ  
て、これから、これは来年の4月ですか、最終的に決めるという話でございますけども、私も  
いろんな、このテレビとかそういうことを見ながら感じたんですが、この新型インフルエンザ  
とは何ぞやということなんですけども、まずその辺を、市民がどの程度ご存じであるのか、そ  
の辺が、この怖さというものを本当に知っているのか、そういうことをまず私はきちっと、こ  
れは筑紫保健福祉環境事務所等ということでお話がっておりますけれども、どのような形で  
ですね、やっぱり市民にお知らせをしていくのか。テレビで見た人はある程度はわかるかと思  
いますけども、私もこの質問の通告してなかったら、恐らくそのテレビの番組は見てなかった  
と思っているわけですが、きちっとやっぱり情報を提供していく必要がある、このように思っ  
ております。

で、もう既に、昨日のNHKによりますと、1917年にスペインで、スペイン風邪というんで  
すかね、起きたということで、約4,000万人の人が感染して、日本でも30万人以上の方が亡く  
なったというようなことも報道されておりました。で、大体10年から40年の周期でこのインフ  
ルエンザが発生するだろうということで、過去3回あるそうです。今言ったスペイン、それか  
らアジアで香港風邪。この香港風邪というのが1968年、ちょうど今年がそれから40年目になる

と。で、そういう周産期にも当てはまっているということが一つの今回の大きな報道の原因になってます。

もう一つは、やっぱりそういう事例がもうあるということであるわけですが、とにかくこの新型インフルエンザとは何ぞやということを市民がどこまで知っているのか、その辺は市としてどのように考えておられるのかですね、これは部長の答弁になるのかなと思いますけども。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 市民の周知につきましては、せんだって市政だよりで広報をしたところでございますが、市民の認知度は、具体的には把握はいたしておりません。しかしながら、議員おっしゃいますように、近ごろマスコミ報道が、盛んにこの新型インフルエンザを報道をしておることに私も非常に危機感を覚えておるところでございます。せんだって、ある新聞にも、一面を割いてカラー写真で載せておりました。

そういったことから、庁内におきましては、せんだっての部長会議で、全職員周知ということで、この新型インフルエンザに対する、まず職員自身の学習ということで、周知をしたところでございます。

また、去る9月6日には、春日市にございます自衛隊の福岡病院で筑紫保健福祉環境事務所、筑紫医師会、筑紫地区の各市町、消防本部、自衛隊福岡病院の合計約400人によります医療対応訓練というのも実施をされ、職員が参加をいたしております。

11月になりまして、福岡県の主催によります業務継続についての研修会がございまして、これにも参加をいたしております。

さらに、筑紫保健福祉環境事務所によりまして、筑紫地区の職員対象に研修会が2回実施をされまして、これら合計をしまして、太宰府市の職員、全課から参加を下さいという指示をしまして、現在まで45名が参加をいたしております。

年が明けますと、全職員を対象に、数度に分けて職員研修をしたいということで考えております。

そういったところから、まず職員自身がこの危機管理について情報を、正確な情報を得るところから進めていきたいというふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 昨日のNHKによりますと、京築の保健所というのが、行橋のほうですか、あそこの保健所が、言うなればシミュレーションをしてですね、ベッドの確保だとか、もし発症した場合に何が必要だとか、いろんなことで取り組みを行われておりました。で、テレビの中での紹介ですが、厚生労働省にこういった京築保健所の動きについてどうかということをお聞き合わせて、NHKは問い合わせたそうですけど、画期的な取り組みだと、初めてだと、全国ですって、そういうなこともおっしゃっておりました。

昨日、福岡県の県議会でも、この新型インフルエンザの問題について質問がございまして

す。で、市のほうとしてどのように対応しているのかわかりませんが、福岡県の昨日のニュースによりますと、知事は、もし感染した場合は100万人と、100万人感染するだろうという見方をしております。これは、国の4人に1人かかるという、こういう形での単純計算だと思いますけども、そういう想定の中で、現在対応できる医療機関が50だと、福岡県内で、このようなことの答弁があっておりまして、紹介が流れました。50の医療機関で100万人となってくると、1つの医療機関に2万人で、どういう、想定がちょっとできないような状況なんですけど、大パニックが起きますね。そういうこともあわせてテレビでも言っていたわけですけども。

市のほうとして、そういった医療機関あるいはもし発症した場合という形で考えていったときに、どう市民が取り組むのか。例えばですよ、インフルエンザ、新型インフルエンザにかかったというのは市民はわからんわけですよ。熱がある、風邪ひいたんじゃないかって当然最初は思います。そういうことで、最初はここからスタートするわけですが、やはりこれの、新型インフルエンザの怖さというものを知ると、少しはやっぱり対応が違ってくるかなという感じもします。

それで、いろんな形の中で、マスクをしなさいとか、あるいはゴーグルというんですか、目からも入ってくるということで、これを用意しときなさいとか、さまざまな形で2週間分の備蓄を用意しときなさいとか、いろんな形があるわけですが、私がまず一番お聞きしたいのは、まずインフルエンザにかかったなと思ったら、病院に行っただめだと、保健所に連絡しなさいと。で、病院に行ったら感染が広がりますので。そういう形で、市民がそんなことわかるのかどうかということ。その保健所に電話しなさいって、保健所の電話番号だってわからないわけですよ。これ、どういう形でお知らせしていくんだらうかということも1つあるわけですが、行動計画をつくるということでございますので、そういうことも含まれていると思うんですが。

当面は、ただこれは、もう3日単位ですね、テレビ見ますと、広がりが。すぐぱっと発症、感染はすぐするそうですが、発症するまでがちょっと時間がかかると。その期間に広がるという形で、これはもう連鎖方式という形でないけど、ドミノというんですか、そういう形の中で怖いという形が今あちこちで報道されているんだらうと思うんですが、そういった対応について、今後考えていかれるだらうと思うんですが、その辺ちょっとお聞かせいただければと思っております。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） インフルエンザの対策本部の設置あるいは行動計画の策定に向けまして、これは今月から始めたところでございます。で、年を明けますと、早急に立ち上げをしていかなければならないというふうに思っておりますが、そういった、議員が申されます病院がどれくらいあるのかなども想定をしまして、大体筑紫保健福祉環境事務所のほうでは、太宰府市で何人くらい罹患し、何人くらい病院に行つてというようなシミュレーションはされてお

りますので、それらに対応できる対策本部というのをつくっていかねばならないというふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 濟いませぬ、最後ですが、ひとつ行動計画をしっかりとつくってですね、市民の安全を求めていただきたいと思います。

最後に、インフルエンザ予防接種の助成について、市長のほうから答弁がありましたけども、インフルエンザ予防接種を打って安全であるという確認がとれば助成をするということの答弁だったんですが、それでよろしいですかね。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） はい、そのように考えております。

○13番（清水章一議員） 私の一般質問は以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員の一般質問は終わりました。

ここで13時まで休憩をいたします。

休憩 午後0時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時00分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

次に、19番武藤哲志議員の一般質問を許可します。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

○19番（武藤哲志議員） まず、1項目について、再三質問いたしておりました健康保険問題についてです。

税金の滞納により国民健康保険証未交付世帯の中で、乳幼児、児童・生徒、18歳未満に達する対象者に健康保険証の交付を要求したいと思っております。

太宰府市も、厚生労働省平成20年10月30日付通達に基づいて対応されていると思いますが、国会では、中学生以下を救済するとの法律が今国会で成立をいたしました。自治体によっては、18歳まで健康保険証の交付を行う自治体があります。太宰府市では、平成20年9月15日現在、国保加入世帯は9,817世帯に対して1,127滞納世帯があり、約11%になっております。短期健康保険証交付世帯は527、そのうち資格証明書の発行は7世帯であり、そのうち中学生以下の児童・生徒の総数は、9月15日時点では73名でありましたが、12月9日現在46名となっております。

また、保険証を納税相談に応じない場合に受け取らない世帯預かり分、552世帯になっておりますが、この世帯の中にも対象の子供たちも含まれていると思います。

さまざまな理由があると思いますが、安心して児童・生徒が医療や修学旅行に行けるような配慮が必要と思われます。また、児童・生徒の保険証交付によって収納率の向上にもつながると思いますが、市長の回答を求めます。

2項目めは、後期高齢者医療制度には反対ですが、制度上、普通徴収対象者、月年金額1万5,000円未満の方や、無年金者の方々が滞納した場合について、後期高齢者医療証を交付しないでよいという法律が施行されます。後期高齢者医療制度ができるまでは、75歳以上の高齢者から保険証を取り上げることが法律で禁止されていました。市の平成20年度後期高齢者医療制度特別会計予算では、普通徴収保険料は1億3,106万8,000円となっています。この対象者は1,995人となっており、そのうち無年金者数は、具体的には把握できませんが、738人と予算特別委員会に報告されております。

来年度からは、予算編成に対して、社会保険等の被扶養者も予算編成に組み込まれるようになりますが、子供の援助もなく、働くこともできない、わずかな年金生活をしている高齢者を初め無年金者に対して、厚生労働大臣も本当に困っている人に温かい手を差し伸べる必要があると答えています。滞納者から後期高齢者医療証を取り上げ、資格証明の発行で医療機関に現金支払いになれば、病気になりがちな高齢者を医療制度から排除する結果になります。太宰府市はどのように対応を考えているのか、回答を求めます。

最後の質問は、世論調査でも大変な批判がある政府の定額給付金についてです。所得制限なしに給付する、景気対策とあって、年度内の給付を、来年度に給付を行うことですが、自治体に大変な業務が押しつけられます。太宰府市の人口約6万7,000人で、約2万6,000世帯の方々に、申請書の郵送や交付の方法等で、事務の増大を初め、給付対象者のさまざまな生活実態があり、給付金が届かない状況も考えられます。その窓口として、どの部署が担当し、問題解決に当たるのか。

また、政府は2兆円の給付財源を、3年後には消費税を引き上げると言っています。現在でさえ、消費税の売り上げの一部を差し引き、5%を課税されます。そのうち地方消費税交付金として、県や地方自治体の配分は、25%は福岡県分を差し引いて、太宰府市に交付金として、本年度5億3,580万円計上されておりますが、消費税が引き上げられた場合、市民にその負担が大きいのしかかってくることは明らかです。

今回、1回切りの定額給付金総額は、太宰府市で約9億円を超えると考えられます。私は、こういう給付金制度を改めて別な使い道にすべきと考えておりますが、市の今後の対応について、給付金対策について回答を求めます。

再質問については、自席で行います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 国民健康保険滞納世帯に対する保険証の交付についてお答えを申し上げます。

現在、保険証の交付を受けていない中学生以下のお子さんの総数は46人となっております。このたび、厚生労働省の通達に基づきまして、検討を行い、義務教育以下の子供さんの短期保険証を交付する方向で事務手続を進めております。

また、収納率の向上につながる行政施策につきましては、納期内納付ができずに滞納となっ

た場合、あるいは収納対策の基本は滞納者との面接だと考えております。滞納の状況あるいは家族の状況、家計の状況等をお聞きいたしまして、納税相談を受けながら個別に対応してまいります。なお、この背景、前提には、やはりご指摘のように、私の言葉で言います仁というふうなこと、本当に困っている人等については、私はこの趣旨にかなうようにしていきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 国もですね、そういう中学生という形での健康保険証がないというのは余りにもという形で、全会一致で国会で成立をしたところですが、この問題、以前も質問したことがあります、なぜ18歳と言いましたかといいますと、修学旅行で、当然高校生も健康保険証を持参するようにと言われたときに、一番悩むのがやっぱりそういう家庭の事情で、最後の高校生活で、健康保険証を持ってこいと言われたときにないという家庭もあるんですね。ところが、この太宰府市の場合、今市長も、46人、市が当初よりもですね、73名を、努力もいただいで、46名になっておりますが、預かり分の中にもまだあるんじゃないかと思えます。

ところが、今税務課の職員を私見ておまして、本当に努力はしていただいて、県下の中でも徴収率もいいんですが、やはりこの資格証明書も、県下の中でも一番まだ少ない状況です。それも評価もします。ところが、やはり納税相談のときにはですね、国民健康保険1本だけじゃないんですね。やはり固定資産税、市民税がどうなっているのか、上下水道料金がどうなっているのか、保育料がどうなっているのか、全体的なやはり行政把握はされているんですよ。そういう状況の中で、国民健康保険を、1万円か2万円持ってきたからといってすぐ保険証を出せるわけじゃないわけですね。だから、機構がぴしっとそういう形で、滞納、収納率向上という問題があるんですが、今後は、国民健康保険、今そういう対象者については無条件でですね、市民税や固定資産税のある人もあります、下水道料金も滞納になっておる方もあります、保育料の滞納になっている方もありますが、無条件でまず6カ月の短期保険証を出されるのかどうか、この辺はいかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） これは、福祉というふうな側面と、それから特別権力関係であります税の公平性というふうな観点から、二面からあろうと思えます。ただ、この保険証の交付にありましては、原課が46名というふうな数字はありますけれども、直接現場主義と、世帯に出向き、そしてその生活実態を把握し、そして本当にその人に応じた、担税力に応じた納税のあり方等々をきちっと相談することによって、その人の担税力によって納める意思、信頼関係が私は必要だというふうに思います。無制限に、これは前提を置かずに行った場合については、本当に払おうとしている人、払っている人、困ってでも払っている人に対する不公平にもなろうかと思えます。ただし、本当に実態調査と聞き取り調査をし、今現在どうしても払えないというような方もいらっしゃると思います。そういった方々までその人に応じた形が、お金が入ってないから保険証の短期も出さないというふうなことにはならないというふうに思っております。そこ等に

については、行政と納税者である、あるいは被保険者である世帯の信頼関係の構築をしていく必要があると。現にそこに困った方がおれば、これは先ほどの質問の中にもいろいろありました。危機管理だって、やはりそういった側面から超法規的に対処しなきゃならん状況もケースとしては出てくるというふうに思います。いろんな形を想定して、そこには人の温かさというふうな部分、本当に今ご指摘のあった疎外感を感じるような、自分だけ、何というか、保険証がなかったがために、生涯、その人が大人になって卑屈な気持ちを持ち続けるというようなことがあってもならないというふうに思います。そのためにも現場をきちっと踏んで、面接をしながら対応に努力していくと、最善を尽くしていきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 内部的な問題ではですね、納税者の接触を図るための方策、それから徴収体制の強化、督促訪問の強化体制、その他の資格証明書の発行基準という内部的な取り扱い文書があることはよくわかりますが、やはり市長が言いますように、それぞれの世帯の中にいろんなさまざまですね、条件もあると思うんですね。見た感じは大変裕福そうに見えるけど、多重債務になってみたり、さまざまな形で払えないという状況もあると思うんですが、やはりそういう状況の中でどうその世帯に訪問をし、実態を調査するかということも最優先していただきたいなど。

それからもう一つはですね、やはり市長として思いやりのあるような部分もっていただきたいと思うんですが、出産した、そして出産育児一時金も引き上げられそうになるわけですが、そういう資格証明書を発行して全額出して、後から健康保険払った場合にはお医者代全部返って、7割分返ってきますよ、高額療養費も申請すれば返ってきますよという部分が出てくるわけですが、どの範囲までを税に振り分けられようとするのか、本人の意思に任せようとするのか、この辺はいかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 基本的にはケース・バイ・ケースだと思います。基本的には、やはり債権、債務があれば、そのことについては担保する、そのことについてお支払いをしていただくということについては基本であろうというふうに思います。現実問題として、出産をした場合等についてはお金が要るわけでございます。そういった中で、日常の1カ月、2カ月だけではなく、1年間通してぐらいの生活状況を見れば、その辺のところはプロですからわかると思います。その人に応じた形の中でしゃにむにこの三十数万円の部分があるから全部税のほうに換価するというような形は、今もそれは考えてないと思います。ケース・バイ・ケースの中で判断させていただきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 連日のようにこれだけ大企業がリストラ、臨時雇用、短期雇用者が解雇され、新聞紙上になっておまして、今後国民健康保険の加入に相当加入してくると思うんですね。そうすると、国民健康保険財政も不安定になります。そういう状況の中で、また滞納

の問題も出てきます。私も前回は質問しておりましたが、今太宰府市ではどうしても税務課の状況の中で納税相談できるような状況じゃないんですね。だから、やはり滞納した人たちが、子供が病気になった、何とかお医者に行きたいけどこんなに金がかかると。皆さん、病院に行かれて診察料払い、医療費の3割分というのはそんなに高くなくても、逆に薬代が高い場合もあるんですね。だから、本当に医療費の負担というのは大変な状況なんですけど、そういう状況の中で何とか健康保険証をぜひ太宰府市からいただきたいという中で、今中学生以下についてはそういう状況になりますが、65歳未満の方もあったり若人の部分はあったり、本当に収入の少ない人たちが滞納になった場合、今4人家族でこんな例を出したら申しわけないんですが、大体生活保護4人では税金も何もかも含めて大体350万円ぐらいになる状況なんです。この収入を申告すると、大体年間に国民健康保険とそれから国民年金だとか市民税と合わせると80万円近い税金になるわけです。そういう格差もあって、いろいろあるんですが、やはり税金の重さ、税金の必要さ、税金で成り立っている自治体の仕組み、こういうものをゆっくりと話し合える場所もですね、考えていただきたいなど。こういう形で、健康保険についてもですね、国が、中学生以下ということですが、状況によっては18歳も考えてもいただけると、修学旅行なんかの理由があればですね。それとか、特別に成人に達してない子供たちが高額な医療費が負担できずに将来私どもの老後を責任を持つ未来あるんですね、子供たちのためにも、配慮ある国民健康保険行政をとっていただきたいなということを考えておりますが、何とかですね、窓口でトラブルのないような方法はぜひ来年度検討いただけませんか。その辺いかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） いろいろな側面で改善改革を行っております。平成21年4月からは、従来税務一本で賦課徴収やっておりましたけれども、これは繰り返しのポジションをまた戻すというような形になるんですけども、原課に賦課も戻し、そして一体的に判断できるような形でもっての行政の執行を変えるようにいたしております。どんなに執行体制が変わったとしても、やはり基本は職員の市民に対する目線、そこには現場に行き行って考えるということ、46名、100名内外等々については、その中でもこの世帯については当然行かなきゃならんというような部分は職業観でわかるはずであります。そういったことを通して、必要に応じて世帯に訪問して話し込むと、その中での結論づけをやると。片や、生活そのものはある程度ぜいたくをしながら、そして税を払ってないというふうなケースもあります。こういったケースは、私は強硬な姿勢っていいでしょうか、公平の負担から見ても許すことはできないと。そういった姿勢で、本当に困ってらっしゃる方、あるいは困ってないのに払おうとしてない方については識別していきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 今、担当部ではですね、具体的に納税相談の状況だとか訪問した結果だとか、本人が病気になって、その後仕事がなく収入がないという把握もされて、窓口は適

切に管理はされて指導もしていただいていることはよく知っています。ただし、やはり税金を払っていないというのは、それなりに市民としても申しわけないと思うんですよね。その中でトラブル、そういう状況も、市長が言うように訪問して実態を見る、そういう状況についても税務課の職員、大変だと思うんですが、やはりきちっとした対応もですね、今後国保業務の部分については機構改革によって変わろうとしてますが、何らかの形でやっぱり来た市民、滞納者であっても市民ですから、市長が言うように優雅な生活をして税金を払わないという方についてのペナルティーはあってもいいと思います。所得を調べて、生命保険の加入がどうなのかというような生命保険も押さえたことも何度もあると思いますし、競売もしたこともありますので、その辺はよく理解できますが、今後本当に子供たちのために考えていただいて、やはり対応していただきたい。

ところが、今のところ、大変努力をいただいておりますが、この46名の方々には健康保険証を内容証明で郵送されるのかどうか、窓口に取りに来なさいと指導するのか、最後にこの1点だけを回答いただけませんか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 交付手続の時期と方法につきまして、私のほうからお答えしたいと思います。

12月の下旬に該当者へ通知をしたいと思っております。そして、1月から交付を始めると。方法は、来庁していただきまして、納税相談の中で実情を再度把握をさせていただき、制度への理解、納税への努力をお約束をさせていただいた中で、6カ月の短期証を交付したいと、こういうふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 大変今部長も努力もされておられると思うんですが、やはり来てください、納税相談に応じてください、6カ月の保険証渡しますよと言われるとね。そこなんですよ。私が言っているのは、もう法律で決まって納税相談があるんだけど、あなたにはこれだけの滞納がありますと。ただし、健康保険証をお子さんが安心して病院にかかれるように郵送しますので、6カ月間の短期証、本来は1年間出してほしいんですが法律で6カ月ですが、送った後、あなたにはこれだけの税金の滞納があるんですが、納税相談に健康保険証を先に渡して、そして来ていただけませんかというような方法をとると、あなたのお子さんには健康保険証をお渡ししますが納税相談に来てくださいという、そこにまず行政の思いやりがあるかないか出てくるんですが、この辺を変えることは執行部でもう少し内部検討をいただけませんか。私としてはそういうふうに思うんですが、市長、どうでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 場合によっては、今武藤議員の言われること、大事だと思うんですね、姿勢として。私は事前に46名の方、通知の前に訪問すべきだというふうに思っております。びっくりされるかもしれませんが、そういった中で報告をいった理由というふうなことで、今か

らの行政はそうあるべきだというふうに思っております。職員の人的なもの等もあります。しかしながら、本当の血の通った行政を行うためには、その辺の汗をかかなきゃいかんというような思いでございます。そして、見きわめて、対面すればわかります。その状況等がわかります。本当にその場限りでやられているのかどうか、本当にその人の立場になり、そしてなおかつ私どもの行政の執行というふうな面からの見きわめをきちっとさせていきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 私どもの考え方と行政の考え方のずれもありますけど、私のほうのお願いしていることについても、道理も通る部分もあると思うんですね。やはり行政として対応すべきことについては、思いやりのある対応をやっていただきたいと思います。

2点目の問題についてですが、まずご回答いただければ、それから質問させていただきたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 後期高齢者医療におけます滞納者への医療証についてお答え申し上げます。

まず、後期高齢者の滞納の実態についてでございますけれども、10月末で納期限分までの未納者数でございますが、272人となっております。本年4月から新たに創設されました後期高齢者医療制度では、長期滞納者に対して国民健康保険と同様に被保険者証の返還を求め、資格証明書を交付することとなっております。

この決定は、制度を運営しております広域連合が行いますけれども、対象が高齢者であることを十分に考慮し、慎重に行われるべきだと考えております。資格証明書の交付に至らないように、生活の実態把握に努め、特別な事情に該当しないかなど、あらゆる救済制度を活用し、そして広域連合と十分協議をしながら、必要な医療が制限されることがないように、丁寧な対応をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） まず、こういう広域連合で太宰府市を代表して市長が議員になっていただいているんですが、無年金者、今後また増えていくと思いますね。若い人たちのこういう職業がない、学校卒業しても就職がない中で、月1万4,000円近くの国民年金が払えない。あってもパートだという状況の中で社会保険もない状況の中ですが、今でさえ738人の無年金者の中で272名の方がはっきり言って滞納になつとれば、来年の高齢者医療証が本人の手元に届かないとなってきますと、老健施設に入院している、医療施設に入院している人たちが追い出されることになる、医療難民が出るという状況ですよ。先ほども言ったように、子供たちも大事ですが、今日の世の中をつくっていただいたお年寄りが医療が受けられない、施設にいられないという状況は、やはりなくさなきゃならないと思うんですね。そういう保険料としては年間6万円そこそこですよ。所得制限で、均等割、平等割でいくとですね。ところが、年間18万円以下の中で半分以下が後期高齢者保険料となってくるとね、生活が先か保険料が先かになっ

てくると、やっぱり生活、そういう状況になると思うんですが、この実態の把握をして、やはり広域連合の中でも論議もしてほしいんですが、市独自で実態把握に努めて保険証を、医療証を渡せるような、本来もとの制度に戻していただきたいんですが、そういう国会で私ども政党間を出しておりますが、まだ結論出ておりませんが、広域連合の議員としてあと二年延長になりました市長に、やはり市民の高齢者に対する、この取り上げられたときに出てくるさまざまな影響というのは大変な状況が発生が予想されますので、その辺、担当部にも実態がどうか、資格証明書よりもやはり医療証を発行できるような状況を検討していただくかどうか、この辺いかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 後期高齢者医療制度につきましても、いろんなケースがあるだろうというふうに思っております。今の被保険者あるいは住民登録だけでは、単身世帯になっったり、夫婦世帯だけになっておるといふような状況等もあるでしょう。しかしながら、よくよく調査すると、子供さんがおられたりといふような部分があります。遠方におられたりといふような部分がございます。多くの、私も福岡県の国保医療の審査委員会の委員をいたしております。国保のこの後期高齢者の部分も含めた形で保険料が重なってくるというふうな部分の中で、福岡市、北九州市においても、あるいは久留米市においてもいろんな部分がトラブルもあるようがございます。この辺のところ等を含めて、本市の後期高齢者の皆さん方がやはり適切な医療が受けられるような形を保障するのは、私ども行政の役割だといふふうに思っております。そこには、国保の中学生以下の今の保険証の交付の中でも申し上げましたように、それぞれの実態把握のもとにケース・バイ・ケースの中でやっぱりきちっと対処すべきだと。真は、そこにおられる対象者の皆さん方が、そのことによって医療を受けられないような状況を避けていくというようなことが大事だといふように思いますので、その面の被保険者あるいは市民の皆さん方の理解も含めて、私どもは汗を流していく必要があるだろうというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 先ほどから大変前向きな回答をいただいておりますが、広域連合制度の中の後期高齢者医療制度です。やはりこういう無年金者で太宰府市では272名が滞納になっておる。全県下の広域連合の中ではどういう状況下の中で、やはり減免制度の充実ですね、これも広域連合の中で慎重にやっぱり検討する必要があるんじゃないかと。生活ができない状況の無年金、今、1カ月生活するには最低やっぱり10万円は要すると思うんですよ。おうちを借りていると10万円じゃ足りないと思うんですね。そういう状況の中で、月1万五、六千円ぐらいの年金、または全く年金資格のない人、そういうお年寄りをどう救済するかの中では、やはり減免を充実させることも広域連合の中で検討することができるかどうか。今、地方自治体でつくったところについては、厚生労働大臣がそれだけ自治体でつくることについて余り好ましくないような発言をしておる一方、先ほども言いましたように、本当に困っている人には温かい手を差し伸べる必要があると、こういう2通りの発言をされているんですね。だから、広域

連合で決めなさいという言い方してありますが、広域連合でそういう制度的なものをぜひ、市民を代表してですね、市長がどう救済するのかというのを検討いただくことをこの2点目の質問の最後にしたいと思いますが。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 保険料の減免等々については、所得の少ない世帯に対する軽減措置が7割、5割、2割というふうな形の中でございます。その中に沿ってこれは運営をしていくというふうなことになると思います。この基本の部分は変わらないと思います。ただ、これもケース・バイ・ケースで見ないとわからないわけですね、さっきからも言っておりますように。本当に単独世帯で年金だけで生活されている方、あるいはその他の事業を持ってらっしゃる方とか、あるいはいろんなケースがございます。あるいは、そこには単独世帯になっとるけども、お子さんがおられるというふうな世帯もあります。実質その年金は自分の小遣い銭だけというふうな部分のケースだってあります。本当に身寄りのない、自分1人世帯、真の世帯が少額の年金というふうな形であれば、これは考えていかなきゃいかんというふうに思っております。そういった見きわめが私は大事だというふうに思っております。そういうふうな精査をしていきますと、今の事務のレベルの中においては、申告によってしますから、その辺の状況がわからないというふうな部分があります。これをいかに補完していくかというふうなことが、そのためには現場に出ること以外にはないというふうに思っております。頑張りたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 本当にいろんな事情があったりですね、親子関係が昔みたいに本当に助け合うというような状況もない、いろんな状況、制度、家族構成の中にありますが、本当にお年寄りから医療証の取り上げをしないような方向を考えていただきたい。医療も受けられずに亡くなったとあって、全国に名の知られている太宰府市で後期高齢者医療証が取り上げられて病院にもかかれず亡くなられたとあって新聞に書かれると、行政も議会も市民もですね、大きなやはり損失を受けるということになりかねませんので、ひとつ来年から実施される資格証明書の問題については慎重に対応していただきたいと思います。

それでは、最後の回答を受けたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 定額給付金の取り扱いについては、現在国におきましてその制度設計の概要が示されておりますけども、まだ最終的には決定されたものではございません。その説明、概要書によりますと、定額給付金につきましては、景気後退下の住民の不安に対処するため、住民への生活支援を行うとともに、あわせて住民に広く給付することによりまして、地域の経済対策に資するという目的により支給されるものでございます。

給付対象者は、平成21年1月1日または2月1日で全国統一で定められております予定の基準日におきまして、住民基本台帳に記録されている者、または外国人登録原票に登録されてい

る者で、具体的な対象の範囲は、今後さらに検討がなされるようでございます。受給権者は、その者の属する世帯の世帯主であり、所得を基準とする給付の差異を設けないことを基本とされておりますが、希望する市町村は所得が一定の基準額以上の世帯構成者にかかる給付額を給付しないとすることができるようにもなっております。

しかしながら、所得制限を行おうとした場合、住民間の公平性の問題、あるいは窓口における混雑の問題、あるいは事務負担の増大などが懸念をされます。福岡県内におきましても、所得制限を設けない統一対応することで、全市の同意が得られておりますので、福岡県市長会としてその決定事項となったところでございます。もちろん、本市におきましても、所得制限を設けない方向で取り扱いたいというふうに思っておるところでございます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） まず、この制度で一番困るのは自治体じゃないかなと思うんですね。2万6,000世帯の方々に、まず通知も出さなきゃいけないだろうし、申請書も窓口、こういう大変な業務をどの課に、今でさえ補正予算の審議、決算審議でも職員の方が少ない中に大変な業務を負担をしていただいています、この業務をするに当たってはですね、印刷費も要りますし、申請書も要りますし、窓口にも来ていただかなきゃならないだろうし。先ほども清水議員の発言がありましたように、振り込め詐欺の問題も発生する可能性もありますし。新聞では今日載っておりましたが、振り込め詐欺の問題が。まず、どこの課に担当させようと思っておりますか。6カ月間という長い期間ですが。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 今、国においても県においてもまだ未確定要素が大変大きいということで、今回のこの給付金については政策的要素が非常に大きいということで、経営企画課の政策推進係のほうで現在は担当しておりますが、内容が固まり次第、関係課を寄せまして庁内のプロジェクトをつくって対応していきたいというふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） そのプロジェクトをつくって責任者をつくっても実務担当者が必要ですよ、やはり公金を支払うわけですから。先ほどもちょっと私、計算を出してみたら9億円近くになるんですが、太宰府市、9億円超えますか。その辺、参考で。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 試算をしておりますのは、10億円程度、10億2,000万円から10億3,000万円というお金になろうかと思えます。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） この中でですね、一番問題は、私は今、総務部長が言いましたように、世帯主とというのが出てきましたよね。この世帯主という中でですね、裁判をして別居中だとかですね。まだ夫婦、世帯主はそのままで別居をしている方もおりますし、世帯の中で入

院されているお年寄りだけの世帯があって、住民票を病院に置いているか自宅に置いているか、いろんな部分もさまざま出てくると思うんですね。この把握で、1遍支払ったわ、今度は返還命令を出さなきゃならないような業務も出てくるんじゃないかと。こんな実務を自治体に押しつけてですよ、本当迷惑な話なんですけど、こういう今10億3,000万円ということですが、この事務費に対しては、市が負担持ち出しは2分の1だったと思うんですが、全額国が見てくれるのか、自治体が見るのか、どうでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 県の説明会によりますと、国が10分の10見るということになっているようでございます。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） またこの10分の10というのが、早う言えば經常収支比率の中ですね、特別交付金という形で、早う言えば人口割、何とかかでの間にかですよ、消えてしまうということになる。はっきりとかかった費用全額というふうにはいつにもならないんですね。国の言う約束はほごにされると。というのが、今年の決算委員会でもあれだけ私と論議したでしょう。福祉の、早う言えば基準、財政基準の計算してみても、交付税基準出すんですが、特別交付金に入れとりますと言われたら、もうこれだけ。その分は、もう本当に市民負担になるわけですが、10分の10出すということについて、今の総理が年内支給という形をいつの間にか補正予算出さなくて、年明けて最終的には5月以降になるんじゃないかというふうに言われております。こういう特例交付金についてですね、私どもはお子さんたちがお正月前に国から僕は2万円のお年玉がもらえるという、この楽しみにされている方もありましたね。僕のお金をお母さん、とらないでくださいとかね、そんな話を聞くと、私ショックを受けるんですよ。子供たちに一時的な夢を与えて、後からがっばり消費税で取り上げると。だから、最終的にはずっとその後消費税を上げられたら、2万円がはっきり言ってその何倍になっても負担になることは、子供なんかはわからないんですよ。大人は今、各テレビ局も新聞社も全部報道して、このお金の一時金の特例交付金は別の使い道があるんじゃないかと。太宰府市で今10億3,000万円という金額をもらってみませんか、現金で。何ができますか。やはり、こういう特例給付金ですよ、現金を太宰府に10億3,000万円くれたら、事務費も何にも要らない。国の政策は間違っとなですよ。

（「国に言わな」と呼ぶ者あり）

○19番（武藤哲志議員） ね。そういうふうにはできやあ市長もね、言ってほしい。こんなトラブルは行政に持ち込ませて、責任を押しつけて、事務費は交付税の中に入りますというていつの間にか消えてしまって、そして小言はみんな言われて、6カ月間にわたりね、そして終わった報告を国に出して、これに対する人件費だけでも、少なくともですね、もう大変な、人件費も10%っていったら1億円ぐらいですよ、この負担もかかってくるんじゃないかと思うんですが、そういう総予算を見積もったことありますか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 私は、この今10億円という数字、本当に新年度予算の中で毎年不足するのが8億円から10億円なんです。ちょうど類似団体から見て税収が10億円ほど少のうございます。それがいつもあったらなというふうな思いがいつもしております。そしたら、市民に対するすべての今要望があっている部分は一口返事でできるというふうな自信があります。しかしながら、現実はなかなかそうさせてくれない。やはり10億円が本当に不足するというようなもの。今回の、私は思いますに、この定額給付金等については、かつて以前の地域振興券のような形が私はよかったんじゃないかなと、地域の浮揚策も含めて考える場合については、そういった思いもいたしております。今、定額の給付金だけでいけば、太宰府市内の活性化につながる部分、つながらない部分が、これはかけきたいなもので、どこで使われるかわかりませんから、私はもっと創意工夫、私が総理大臣ならばまた違った形でもって行くと、イメージができるというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

（「太宰府市で地域振興券発行すりゃあいいじゃないか」と呼ぶ者あり）

○19番（武藤哲志議員） まず、本当にこのお金がですね、振り込みにされて、太宰府市で使われなくて福岡市だとか貯金に回るんじゃないとか、新聞のコラムを見ると、旅行もしたいとかいろいろありますけどね、やはりこの金額は大変な金額ですよ。その事務、こういう状況にもなりますし、しかもその5月から始まって給付をし、その間に国会が解散でもすると選挙もあるね。もう本当、地方自治体に対する負担はもう大変なものになるわけですが、やはりそれにも臨時の職員を対応したり嘱託職員を雇用したり、さまざまな負担もかかるわけですが、本当に市民にやはり迷惑をかけないような、国は地方自治体に迷惑をかけてますが、市民には迷惑をかけないようにしていただきたいというふうに思います。6カ月間の給付で最終的には1年近くの実務を要する、報告を出すまでという状況もありますし、私としては、これはもうやめていただいて、できれば10億円太宰府市にいただけるならば、30億円の仕事ができると。30億円の仕事というのは、太宰府市の総予算の、早う言えば13%に該当するんですよ。やはり、こういう定額制度、麻生さん、次から次に発言が変わりまして、もう途中でやめたと言うかもしれませんけど、こういう問題を地方自治体に押しつける、子供たちには希望を持たせて、最終的には2倍、3倍も負担をさせるというような内容になっていることについては、私としては好ましくないということを一般質問の場で明らかにさせていただいて終わろうと。あなたが今度はどんどんやってくださいと質問されるでしょうから、9分残して、特別に今日は終わらしましょう。どうもありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員の一般質問は終わりました。

次に、14番安部陽議員の一般質問を許可します。

〔14番 安部陽議員 登壇〕

○14番（安部 陽議員） 通告に従いまして質問をいたします。

火災対策について。

火薬調査中に爆発、焼け跡から2遺体、東京都渋谷区で起こりました火災。また、大刀洗町では、民家全焼、3人の高齢者の方が亡くなっております。このほか、春日市や福岡市でも火災があり、毎日のように痛ましい結果となっております。これらの火災のあり方を見た場合に、本市においては火災対策は大丈夫かなあと、思わず頭の中をよぎりました。

まず、1件目の爆発事故であります。

無許可で住宅密集地での火薬持ち込みのできごとであります。本市でも、いろいろな業種があり、また、零細企業もかなりあります。私が重視しておりますのは、危険物の取り扱いと、どのような場所にその会社があるのか、あるいはこのような危険物を民家で取り扱っておられるかであります。行政での査察、あるいは情報は万全でありますでしょうか。万一、住宅地あるいは民家で危険物、あるいは化学物質、塗装など油性などを取り扱われていれば、大変な問題だと思います。

したがって、企業や業種別、あるいは危険物を取り扱っている会社などの件数について、行政、消防署においてどの程度把握されているのか伺います。

次に、最近の消防車は、いろいろな火災に対応できるようにできておりまして、大型化されております。このため、いろいろな住宅地に緊急自動車が出動できるのか、心配な面があります。このことは、道路の狭小が至るところにあるということでもあります。本市の住宅地や団地を考えた場合に、果たして火災現場に到達できるのか心配です。昔からできた町並みは4mに満たないところや、4m以上のところでも高齢化のため垣根が道路にはみ出し、通行がかなり難しくなっているところもかなりあるようです。例えば、太宰府小学校の周辺、連歌屋一丁目、三丁目、宰府三丁目の天満宮周辺、国分台、観世音寺などの住宅地、現在の化学消防車などは、特に現場には行けないのではないのでしょうか。今回、マミーズまほろば号が採用されましたが、このような普通乗用車じゃないと団地には行けないということでもあります。したがって、火災現場を想定して、住宅地や団地への道路の確保と化学消防車の現場への緊急対策としての図面の作成と、模擬検証をされておられるのか伺います。

水害に対する対策は、2回も3回も経験してかなりの予算をつぎ込み、対策をとられましたので、ある程度安心されるような体制ができたようではありますが、火災に対する危険物の取り扱い場所や対策、あるいは緊急消防車の到着方法については、私自身疑問点も多いので、市民の安心・安全のため、その方法論などについてご説明をお願いいたします。

街路樹、クスノキのあり方について。

本市の代表の木は、クスノキであります。生命力や力強さをあらわすためにクスノキが選ばれたものと思います。したがって、このクスノキは太宰府市の代表の木を象徴するために街路樹として採用されたものと思っております。しかしながら、このクスノキは、街路樹としてはふさわしくないのではないかと、私は7年前に指摘したところであります。なぜかと申し

上げますと、太宰府天満宮の楠をごらんになれば一目瞭然であります。幹は直径4 m近くもなり、根元は1 m近く盛り上がっております。街路樹については、そのときに十分検討されていたものと思っておりました。しかしながら、年を経て今では根を張り、歩道が歩けなくなり、道路を掘り起こし、クスノキの根を切り、歩道のやり直しが行われております。このような結果がわかっておりながら、街路樹の見直しがいまだ行われないことは、非常に残念なことであり、税金の無駄遣いと思えます。

市で決められた木はクスノキでありましょうが、街路樹に使わずに、都市公園や四王寺山、宝満山など広々としたところに移植すべきと思えます。今のような状態を続けていると、やがては車道にはみ出すことは目に見えております。早急に移設することが、次世代に悔いを残さないものと思えますが、その考えについて、また、今後の街路樹の進め方について伺います。あわせて、参考までに今回のクスノキによる歩道補修予算について伺います。

マナーアップ条例の制定について（仮称）。

最近、私たちの住む町は、いろいろな面で考えさせられることが多いのではないかと思います。その一つが、ルールやマナーの欠落ではないでしょうか。住みよいまちづくりは、一人一人の自覚と思いやりにあると思えます。次世代を担う子供たちのためにも、今、私たち一人一人が立ち上がり、責任を持って環境に優しい、安心・安全のまちを次世代に引き継ぐべきと痛感する者の一人であります。私たちが常に目にするものは、道路上においては迷惑駐車、空き缶等の散乱、ピンクのチラシ、ヤミ金融広告、たばこのポイ捨て、チューインガムやたんの吐き捨て、あるいは放置自転車、また他人の自転車を無断借用される方、あるいは犬、猫の飼い方、不法投棄など、考えただけでもかなりのマナー違反があると思えます。

通学路には犬のふん、ごみ出し日には猫によるごみ袋の破損、清掃従事者の皆さんには大変な迷惑をかけております。心からその労苦に対し、厚く御礼申し上げます。私は、特に飼い猫と野良猫の区別のために首輪の普及ができないか伺います。

したがって、モラル、マナーがこれ以上悪くならないうちにストップをかけ、住みよい、明るいまちづくりを形成すべきと思えます。鉄は熱いうちに打てとも言われております。気づいたときに官民一体となって、モラル、マナー向上のために立ち上がり、頑張り、住みよいまちづくり、太宰府に住んでよかったと思われるまちづくりができないものかと思えますが、どのような考えか伺います。

機構改革について。

今回、機構改革が行われようとしておりますが、新年度において部長、課長等の退職に伴う配置のことを考えての機構改革と思われます。この改革により組織における管理職、監督者等の人員の増減、これに伴う職員の配置がどのようになり、この改革によりどのようなメリットがあるのか、また職員の配置転換がスムーズに行われるのか伺います。今回は、特に総務部と建設経済部について伺います。

私は、機会あるごとに本市の経済を潤すものは観光にあると訴えてきました。観光産業課

は、毎回のように名称が変更され、せっかく観光課の名称ができて1年で消えました。観光課に対する当局の考えがわかりません。政府におきましては、経済発展のため、また観光立国を目指して観光庁を発足させました。本市は、逆に観光の中身までばらばらにしました。その一つが、総務部に観光交流課、観光交流係ができました。また、建設経済部の都市整備課に景観歴史のまち推進課係が新設されました。本市のうたい文句は、「歴史とみどり豊かな文化のまち」、あるいはまるごと博物館構想のまちづくりを進めております。以上の点から、なぜ2つの部に分かれ、また観光産業はどのような位置づけになったのかわかりません。観光課の存在は、ばらばらに分断され、機能が弱体化された存在となっております。

今回、観光交流課となっておりますが、私の目から見ると、国際交流に力点を置いた制度ではないかと思われまふ。私は、あくまでも観光産業と一体となったものでないと経済政策の一貫性が失われ、観光の魅力、歴史、史跡、景観、交通など総合的な宣伝あるいは物づくりの事業はできないものと思っております。したがって、事業と宣伝また交通のあり方は、一体となったものでなくてはならないものと思っております。今回の機構改革は、これらの一貫性を壊した、また観光に対するイメージダウンとしか思えてなりません。国や県の政策と考え方にかんがりの隔たりがあるように思います。観光に対する本市の考え方と位置づけについて伺います。

再質問は自席にて行います。

○議長（不老光幸議員） 14時15分まで休憩します。

休憩 午後2時03分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後2時15分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

市長。

○市長（井上保廣） 本市におけます安全・安心まちづくりでございますが、平成17年12月に制定いたしました太宰府市安全・安心のまちづくり推進条例の基本理念に基づきまして、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりに努めることといたしております。

議員のご質問の1点目の火災対策につきましても、市民の安全を守るために十分把握しておく必要があるかと思っております。

具体的な内容につきましては、部長から回答させますので、よろしくお願ひを申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 1点目の企業、会社の業種別危険物の取り扱いの把握と査察のあり方についてご回答いたします。

危険物の中で、火薬、爆薬類は、火薬類取締法により、その製造、販売、消費等が規制され、製造に当たっては経済産業大臣の許可、販売等は都道府県知事の許可を受けることとなっ

ておりまして、確認しましたところ、火薬類取締法に基づく火薬類の製造、販売等を行っている事業所等については、本市、太宰府市内には該当はないということでございます。

また、ガソリン等の油類については、消防法により種別、品名ごとに指定数量が定められ、一定量以上の保管に関して消防署への届け出義務が課せられ、消防署において適宜検査等が行われております。

次に、2点目の緊急自動車、化学消防車の住宅地や団地への進入道路は大丈夫なのか、また、状況判断についてご回答いたします。

市内全域において、通常の消防車両での出動に関し、例示されております区域を含め、消火活動に支障を来す地域はないと報告を受けております。道路が狭小な場合でも、ホース延長などの対応で消火活動ができる状況であると考えております。

また、筑紫野太宰府消防本部に化学消防車として配備されている車両はございませんけども、ガソリンスタンドなどの油火災への消化機能を持った車両が5台配備されているそうでございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） 今、そういう企業については、一応把握してあるという観点に立って、私は、こういう火薬類はないということで、市民も安心されると思います。しかしながら、住宅地にはホースを長くしてそれに対応できるということでございますけれども、一応消火栓等もある程度できているとは思いますが、どうしても例題として私出しましたように、観世音寺のほうに行ったりするときには、やはり農協から真つすぐ朝日地蔵、ああいうところへは大型の自動車は行けないと思うんですよね。火災があったらいけないと思うんですけれども。やはり、早急に行ける訓練はされたんですかね、そういう検証的なことは。それをちょっと聞いてないと、それによって安心できるのかできないのか、住宅地に行けるのか行けないのか。例えば、太宰府天満宮の今駐車場とかになってますあの裏あたりとかは行けないと思うんですよね。そういうような部分的なものも出てくると思うんですが、そういうのはホースで全部つなげるのかどうか、実際にそういう場所に火災があった場合には、行けるんだというようなことを私は聞きたいんですよね。その点どういう。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 済いません。私、ちょっと早口で答弁が聞き取れなかった分があると思いますので、もう一度繰り返させていただきます。

市内全域におきまして、通常の消防車両での出動に関しまして、ただいま安部陽議員が例示されました、いろいろな地域を例示されましたけども、そういう地域も含みまして、消火活動に支障を来すような地域はないということで消防署は把握をされております。

それで、道路が狭小で消防車が何台も通れないという場合については、消火栓、あるいは消防水利からホースを延長しまして中継をしながらやるというような、そういう事前の想定もさ

れておりますので、安心していただきたいと思っております。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） 今、市民の人は安心して寝られるということでございますので、安心しました。こういうことは私がちょっと気になっておったものですから。痛ましい事件が多過ぎますので、太宰府市に住んでよかったということ、これで私も安心しました。ありがとうございました。

次、お願いします。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） クスノキによる歩道補修予算と今後の街路樹のあり方について、それから現在のクスノキの処理についてというご質問でございます。

街路樹につきましては、歩行者に日陰をつくるだけではなくて、道路環境を保全したり、あるいは都市景観を整えるためにも市街地の道路に沿って植えられておりますことから、都市におけますところの街路樹は不可欠であると思っております。

クスノキがどうかどうか等については、いろんな考え方があろうと思いますが、詳細につきましては担当部長のほうから説明をさせます。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（木村 洋） クスノキの街路樹の件でございます。

クスノキの街路樹につきましては、太宰府市内におきましては、県道筑紫野太宰府線の五条交差点から水城小学校までの区間と都市計画道路長浜・太宰府線の大宰府政庁前からひまわり台入り口交差点までの区間に街路樹として植樹がされております。この中におきまして、本市で、太宰府市での管理というふうになっております区間は、大宰府政庁前から通古賀交差点の区間、この間が太宰府市が管理するクスノキの街路樹というふうになっております。

クスノキの管理でございますが、ご指摘のようにクスノキは非常に大きくなります。根も張りますし、枝も張っているということが現実でございますが、街路樹のクスノキにつきましては、剪定におきまして幹が肥大、大きくなならないような剪定の方法、これは樹性といいたしうか、幹を管理する程度の剪定、余り強く切り込まないという意味での剪定になりますが、そういうふうな剪定をして、幹が大きくなならないように、そういうことで、根の張りも抑えるような剪定での工夫を今行っております。

今後といいたしうか、今現在、街路樹につきましてはクスノキも含めてですが、市で施工しています最近の道路改良工事の中におきましては、バリアフリーの観点から車いす、乳母車、弱者の方の通行、そういうことも含めまして、そういう観点から、歩道幅員が十分確保できない道路、今現在のところ歩道幅員が3m50cm未満の箇所につきましては、街路樹を植栽しないというような、これは今おっしゃられるように、幹が大きくなったりいろんなことから通行が妨げられるというようなこともございますので、設置をしないという方針を今現在とっております。

それから、クスノキの処理につきましては、現在この街路樹の剪定をした後の処理につきましては、剪定を受注しました業者がその中で処理をしているというようなことで、市のほうから、その処理方法に対して指定をするというようなことは行ってはおりません。

今回、クスノキによる歩道修理につきまして、これにつきましては、庁舎の周辺の補修をいたした分であるというふうに思っております。この分につきましては、庁舎の敷地の一部ということとございまして、通常の道路の歩道部分ということとはちょっと異なっております。そういうふうなことから、庁舎の管理費の工事請負費の中で実施をされております。金額を確認いたしましたところ、66万1,500円この補修費がかかっておるということを聞いております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） 私、特に今、部長最後のほうに言われましたように、庁舎周辺、これ、約30本あるんですね、クスノキが。それから、広場に大きいのが1本、見本的にあるわけです。やはりあそこは、庁舎内だからいいんじゃないなくて、庁舎内から今度は道路のほうにはみ出ていくと思うんです。先ほど、剪定の仕方、あるいは薬か何か知りませんが、そういうので太らないようにというようなことを言ってありますけれども、私、実際にクスノキを切っ、そしたら半年もしないうちにもう横からでもどんどん芽が出てくるんですよ。そういうことで、これは当てはまらないと思うんですよね。道路については、やはり早目に移設をされたほうがいいだろうと。福岡市のケヤキ通り、あれはもうこのクスノキよりも大きいんですよ。しかしながら、道路から盛り上がってないんですよ。やはり同じ木であっても、そういう根を張るものと張らないものとあると思うんです。これは今日また結論すぐ出しなさいじゃあ困りましょうから、よく検討していただいて、クスノキにかわるものを早目にお願いしておきます。

それから、庁舎内は30本あるんですね。それで、あの真ん中の大きなクスノキ1本に、これが太宰府市の木ですよと、クスノキはこういうもんですよといういわれを書いて1本だけ残して、あとはやはり移設されて、これはもう3カ年、5カ年計画で。物すごくそのときの市民は喜んだと思いますけど、これを処理する人が一番大変ですね。今の世界経済の没落とも、言ったらおかしいですけど、それとも同じように、ソニーもあのアメリカでの工場を閉鎖したぐらいですからね。やはりその年に生まれた人が一番損するわけとございまして、これは市長が悪いんじゃないんですよ。そこは間違えないでください。ただ、だれかが悪者になったようにして、やはり移設したりしてもらいたい。これは5カ年計画でもいいですから。そうしないとまたあと四、五年もたったらまた六十何万円か、そのときは60万円で済まんと思うんですよ。バリアフリー化から遠ざかった木であるということを知っていただいて、クスノキのあり方をちょっともう一度、建設課は大変でしょうけれども、お願いしておきます。

先ほど剪定のことも言われましたのでついでに申し上げますと、参道にもやはりこの街路樹が植わっているんですね。あれが10月ぐらいに剪定されたようでございます。これは要望して

おきます。あの剪定の時期をもう少し遅くしてくださいと。それが11月の初めごろでも、今温暖化で、物すごく直射日光が当たって、これはお客さんのほうから申し入れがあったそうでございますので、それを業者の方から聞きましたので、これは要望しておきますので。その時期をひとつずらしてもらおうようにお願いします。

そういうことで、クスノキについては今後もう一度検討していただいて、財政に無理のいかなような方法を考えていただきたいということを要望しておきます。

次、お願いします。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） マナーアップ条例（仮称）の制定についてご回答申し上げます。

市民の皆さんすべてが、清潔で美しく、快適な環境の中で毎日の生活を送りたいと願っておられることは当然だと思います。しかし、市民一人一人が社会生活を送られる上で、社会規範を遵守して周囲の人でありますとか、あるいは環境を大事にするという責任については、ご指摘のとおり、希薄な方が見受けられました。地域住民の方々が迷惑をこうむられておるのが実情でもございます。

ご指摘の生活環境を阻害する行為につきましては、道路交通法でありますとか、あるいは廃棄物処理法、あるいは動物愛護法などの法律でありますとか、あるいは関係県条例、または本市の条例でその多くを規制をいたしております。

現状の課題ととらえておりますのは、近隣関係における人間関係と地域連帯意識の低下でございまして、法令等の不備ではないものではないかなというふうに思っております。とはいえ、ご提案の地域におけますところの公衆道徳心の向上を図るマナーアップ条例の制定につきましては、貴重なご提案と承りまして、実効性をいかに高めていくかを中心に考慮してまいりたいというふうに思っております。

2点目についてでございますけれども、動物の愛護及び管理に関する法律では、動物等の所有者は所有する動物が自己の所有であることを明らかにするよう定められておりまして、家庭動物等の飼養及び管理に関する基準で、所有の明示、あるいは健康及び安全の保持、あるいは繁殖の制限、あるいは逸走防止や危害防止などとともに、生活環境の保全につきまして規定がございまして。

この中で、所有者は自分が飼っている家庭動物が公園あるいは道路等の公共の場所で他人の土地あるいは建物等を損壊し、またはふん尿その他の汚物、あるいは毛、羽毛等で汚すことがないように努めること、あるいはこれらの汚物の適正な処理を行い、周辺的生活環境の保全に努めることとされております。さらに、この基準の猫の飼養基準では、人に迷惑を及ぼすことがなよう飼養することとされております。

本市では、犬や猫の苦情などが寄せられましたときに、直接飼い主へ啓発冊子を手渡し、適正な飼い方を丁寧に行っておりまして、今後もこうした啓発を粘り強く行ってまいりたいと思っております。



○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） 一応動物の飼い方だとかそういう条例は3つ、4つはあると思うんですけれども、やはりそれ以外のものがいろんな社会の発展によって変わってきておるわけですね。やはりそういうものに追いついてないと。それと、もう一つは、やはりこういうものをつくることによって、また広報のあり方が変わってくると思うんですね。それによってマナーアップにもつながってくると思うんです。やはりこれは早急に検討していただいてですね、仮称と私は書いてますけれども、そういう総合的なもの、そして観光客にもやはり協力してもらうというような大きな観点からの条例といたらおかしいけど、そういうようなお約束事をお互いにというようなムードづくりをやってもらいたいと思います。この条例をつくる、条例というよりも、皆さん一人一人の、皆さんが自覚しておればこういうことは起こらない。要らないんです、法律は。本当は法律要らないんです。だけど、守らない人がいるからこういうことをしなくちゃならない。そういうことでございますので、できるだけ早く検討していただきたいと思います。

それから、特に私が今回出しております猫の問題、これはもう本当、至るところで皆さん困っている。私も午後9時ごろ出したら必ず破られていると、ほとんどがですね。それで、午後10時過ぎになったら猫は出てきてないようでございますので、そういうことを環境課のほうで聞きましたので、それから午後10時過ぎに出すように決めておりますけれども、そういうアドバイスのことも必要なきもあると思いますので、ひとつ飼い猫と野良猫、それで、ここの新聞にちょっと出ているんですけど、不景気で捨て猫が増えたって書いてあるんですね。今回こういうふうな不景気になってきておりますので、捨て猫が増えたり、あるいは不法投棄が出てきたりすると思いますので、この際思い切ってそういうものに取り組んでいただきたいと思います。

これ、2つの点、前向きというよりも、早急をお願いしたいと思いますが、ただその返事を聞くだけでいいです。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（関岡 勉） まさにこういう質問が出ること自体、なかなか情けないというか、太宰府市の意識がどうなのかというふうなことでございます。今朝ほどから激論が出ておりますような協働のまちづくり、そういうものが進んでまいれば、こうしたことはおのずと解消するのではないかなというふうに思っております。すべて法で規制する、あるいはこうしなけりゃならないというようなことより、自発的に市民が、飼い主が、飼い主の責任の中でそういうことをやるんだというような意識をさらに啓発をしていながら深めてまいりますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） 今回いろいろ区長問題との絡みも出てくると思いますけど、自治制度

と、それとあわせてこういうことも含めてお願いしておきたいと思います。

次、お願いいたします。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 機構についてご回答申し上げます。

今回の行政機構の改革につきましては、さまざまな行政課題でありますとか、あるいはマニフェストの早期実現に向けまして、より一層簡素で効率的な行政運営ができるよう、課の新設でありますとか統合、あるいは係の統合など検討を行い、1課3係を減とし、平成21年4月1日から実施することとしております。

簡素な組織にすることによりまして、限られた人的資源をより有効に生かし、縦割りを改め、横断的な観点からの行政運営を進める体制ができていくものと考えております。

この機構等につきましては、課題によりまして流動的、可変的に行うのが常でございます。それが、原則でございます。これが、百年一律の如く変わらないということについては、あり得ないというふうに思っております。課題に沿って、横断的に、可変的に変えていくということが、今スピードであるわけですから、求められておるわけでございます。このことについて、前段で言うておきたいと思っております。

次に、管理、監督者の人員並びに職員の配置のあり方につきましては、今回の機構改革によりまして1部、1課、3係の統廃合を行いますので、管理監督職の人員は減少することになりますけれども、今後の職員の退職、再任用、新規採用等を総合的に勘案いたしまして、事務に支障がないように適正な配置を行ってまいりたいと思っております。

基本的な考え方といたしまして、管理監督者の人員が減りますけれども、直接窓口等を担当する一般職員を手厚くしていくものでございまして、この辺のところをよろしくご理解いただきたいと思っております。

次に、今回の行政機構の改革におきましては、建設経済部観光・産業課観光係の業務と、それから総務部総務・情報課庶務係で所管しております国際交流・姉妹都市交流業務を統合いたしまして総務部観光交流課を設置することといたしております。

人口減少社会が到来する中で、交流人口を増加させ、今後のまちづくりや経済発展に生かしていく視点からも、重要となってくると思っております。

このようなことから、本市の観光資源を生かした観光の振興はもとより、観光と交流を結びつけることによりまして、観光振興にも貢献する大きな視野での交流も進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） 私が申し上げたいのは、この特に、市長言われます、これからは時代に流れてそういう機構整備されるのは、それはもうごもっともなことでございますけれども、本市の場合は、特に観光化、あるいは福岡市のベッドタウン化というようなことで発展してき

たと思うんですね。しかしながら、最近のこの10年間見ますと、観光に対する考え方が各地方  
自体あるいは国においてもこの観光重視の時代になってきておるわけですね。

その中で、今回、わかりやすく言えば、総務部と建設経済部と2つに分かれていると。1つ  
の仕事をして2つに分けると。これ、事務分掌を見ないとわかりませんが、私の考えというか、  
見た目ではですね、交通問題がまず、まほろば号と地域交通と2つに分かれている。それか  
ら、観光に至っては、その景観・歴史のまち推進ということが建設経済部に行って、それから  
観光交流、これは恐らく、何ていいますかね、交流のほうが先走るような格好になってきて、  
そういうような組織になったんじゃないかなろうかと。肝心の観光というものを分裂させること  
によって、交流のほうに予算がつきやすいと、わかりやすく言えばですよ。これはもう観光宣伝  
だとかなんとか言って、印刷物でも何でも、この観光というのは物すごくいろんな形で予算と  
りやすいんですね、わかりやすく言えば。それで、これが移ったんじゃないかなろうかというふう  
に私は思ったわけです。肝心の景観だとか歴史のまち、これとやっぱり一体となって、あるい  
は産業観光、観光による土産品をどうやってやっていくかと、そういうものも含めてですね、  
やはり1つのところで仕事をするのがですね、パンフレットだとか宣伝だとか、いろんなと  
ころに行って、こういうものができました、こういうこと。だけど、これは2つ合わせないと  
1つの仕事はできないと、私はそういうふうに、ちょっとこう矛盾を感じますので、その点で  
私は分断されたという見方をとっているんですけど、やはり一本化したほうがですね、この歴  
史と景観のまちづくり、景観・歴史のまち推進係、これも含めたところで、やはり一体化して  
ないとおかしいんじゃないかなろうかと思うんです。それで、今、文化財、あれはもう教育委員会  
の分野だろうと思いますけど、文化財の発掘の問題だとか、やはりこういうものが出ましたと  
いうのは、やっぱり観光課が一番に知っておかないといけない問題ですね。そういう情報の提  
供の場が、ちょっと合体させないとわからないというような面があるから、その点の事務分掌  
がどうできるか私もわかりませんが、そういうところでのマイナス面があると思うんで  
すが、その点はプラスになるという考え方でしょいかね。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 今回の機構改革につきましては、さきの全員協議会の中でも説明しまし  
たが、一部部長以上で構成します事務改善委員会におきまして、さらに一般職におけます検討  
委員会におろしまして検討に検討を重ねて、最終的に事務改善委員会のほうに上がってしまし  
て、十分この機構であれば観光行政についても従来よりも進めていかれる、交流事業につい  
ても進めていかれる、安部陽議員が心配されているようなことにはならないというようなこと  
で、事務改善委員会で決定したものでございますので、さらに発展するのではないかというふう  
に考えております。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） 見方がそれぞれ違うと思うんですね。私の場合は、これはマイナスと  
いうような見方をとります。しかしながら、せっかく皆さん一生懸命頑張っておりますので、

それをこの1年、どういう歩みをされるか見守って、再度、来年の今ごろはこの問題取り組んでまいりたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員の一般質問は終わりました。

次に、2番藤井雅之議員の一般質問を許可します。

〔2番 藤井雅之議員 登壇〕

○2番（藤井雅之議員） ただいま議長から一般質問の許可をいただきました。通告に従いまして、1項目、5点について質問をいたします。

午前中、清水議員からの質問で、新型インフルエンザへの対応策とワクチン接種への助成制度については質問が出ております。重複する部分もあるかと思っておりますが、重ねて回答をお願いいたします。

近年、東南アジアを中心とする高病原性鳥インフルエンザH5N1型が流行しており、このウイルスが人にも感染をして死亡を引き起こす事例も報告されています。

厚生労働省の発表である「結核・感染症に関する情報」の中では、新型インフルエンザの世界的流行、パンデミックの可能性について、基本的に新型インフルエンザがもし発生した場合、すべての人がそのウイルスに対して抵抗力、免疫を持っていません。そのため、新型インフルエンザは人の間で広範にかつ急速に広がると考えられますと述べています。

厚生労働省からも、各自治体において新型インフルエンザへの行動計画の策定が求められていると思います。今議会に提案されております補正予算の中でも、新型インフルエンザへの関連の予算として300万円今計上されておりますが、太宰府市においてその他の現在の状況をお聞かせください。

2点目にワクチン接種の呼びかけの問題について質問いたします。

一般的にインフルエンザのワクチンは、接種してから体内で免疫ができるまでに1週間から2週間、人によっては一月近くかかるとも言われております。インフルエンザが流行しているときに接種をしても、インフルエンザを発症するという懸念がありますが、広報等でもワクチン接種の呼びかけはされていると思いますが、そういったことを考慮した上で対応策をとられているのか、お聞かせください。

次に、ワクチン接種の助成制度について伺います。

65歳以上の高齢者の方は、ワクチン接種については助成制度などで低額で利用することができますが、多くの方の場合、医療機関によってもワクチン接種の値段は異なりますが、1人3,000円から4,000円の負担がかかっている状況です。夫婦と子供2人の家族の場合で、最低でも1万2,000円はかかることとなります。医療費高騰の問題は、議会のたびに多くの議員の方からも質問が出ておりますが、予防医学への補助をすることで、高騰する医療費を抑える効果もあると考えますが、見解をお聞かせください。

4点目に、インフルエンザ流行時のワクチンの在庫状況を医療機関に確認にする手だてにつ

いてお伺いします。

インフルエンザが流行すると、毎年ワクチン不足の問題が報道されております。ワクチンの在庫の状況は、福岡県下の各保健所で管理されていると聞いておりますが、太宰府市として各医療機関のワクチンの在庫状況の確認、また市民の方からの問い合わせに対して対応策を持っておられるのか、お聞かせください。

5点目に、保育所等の閉鎖時の対応策について伺います。

インフルエンザの流行によって保育所等の閉鎖が発生した場合、共働きで働いておられ、職場が遠方ですぐに迎えに行くことが困難な保護者の方がおられる場合の対応策について、どのように考えておられるのかお聞かせください。

再質問を自席で行うことを述べまして、本壇での質問を終わります。

**○議長（不老光幸議員）** 市長。

**○市長（井上保廣）** まず、1項目の新型インフルエンザへの対応策についてご回答申し上げます。

新型インフルエンザにつきましては、現在、鳥インフルエンザが鳥から鳥に、または鳥から人に感染しているだけですが、鳥から人に感染し、その人から人へ感染が一たび発生すれば、世界的大流行を起こすとされております。

国は、策定しております行動計画やガイドラインを現在見直し中のございまして、この内容を踏まえ、太宰府市としての新型インフルエンザ対策本部設置でありますとか、あるいは行動計画を策定することが急務であるというふうに考えております。

現在、組織体制につきましては、内部協議を進めておるところのございます。これを早々に確立をいたしまして、庁内のすべての部署が行動計画を策定する方向で検討をしております。

詳細につきましては部長より回答をさせます。

**○議長（不老光幸議員）** 健康福祉部長。

**○健康福祉部長（松永栄人）** 要旨の2項目めのワクチン接種の呼びかけから回答いたします。

インフルエンザの流行期は、通常12月から翌年3月までの間であることから、インフルエンザ予防接種は筑紫地区統一で例年10月中旬から実施しているところのございます。予防接種を始める前には市広報に掲載をいたしております。

3項目めのワクチン接種への市独自での助成制度につきましては、感染症を防止するため、予防接種の果たす役割は重要のございます。このため、予防接種の接種機会を安定的に確保するとともに、一定の接種率を確保することが重要のございます。しかし、その予防接種施策による健康被害、後遺症や死亡などを伴ったことから数多くの訴訟がなされ、国が敗訴したことを受けまして、平成6年に義務接種から現在の努力義務へと改正をされております。

ご質問のインフルエンザ予防接種への助成につきましては、国の制度変更がなされ、法定で定められた対象者とされるまで単独の実施はできないと考えております。

次に、4項目の流行時にワクチンの在庫状況を医療機関へ確認する手だてにつきましては、

医療機関、国、県のレベルの話になります。インフルエンザワクチンの供給体制につきましては、国、県で協議が諮られ、使用量を推計し、供給がされております。現在のところ十分なワクチンが確保されていると聞いております。

5項目めの保育所等の閉鎖時の対応策につきましては、インフルエンザやはしかなどの伝染性の病気が発生しました場合の現状の保育所の対応でございますけれども、他の児童に感染することが懸念されますので、保育所への登園をご遠慮いただき、自宅での保育をお願いしているところでございます。しかしながら、仕事等で子供さんを自宅で看護ができない保護者につきましては、子育てサポート団体による個人託児や病気の回復期でありましたら、病後児デイケアセンターなどをご利用いただいております。

近年、インフルエンザの流行により保育所を閉鎖した事例はございませんが、インフルエンザを発症しました児童につきましては登園の自粛をお願いしているところでございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） (1)から(5)までですね、順を追って幾つか再質問のほうをさせていただきたいというふうに思いますけども、まず新型インフルエンザへの対応策ということで今市長のほうからも行動計画等の策定をこれから進めていくというふうに言われましたけども、この新型インフルエンザについては今鳥インフルエンザから新型インフルエンザの感染の流行が広がっていくということが、午前中、清水議員のほうからも言われておりましたけども、最近テレビ等で特集等されていてですね、危機管理という部分では心構えの部分としてはできてきているのかなというふうに思いますけども、また一部には鳥インフルエンザ以外の病原菌が新たに発生して、それが新型インフルエンザとしてこの周期で流行していくんじゃないかということも、いろいろさまざまな説があるようですけども、仮に鳥インフルエンザがですね、新型インフルエンザとして発症の可能性がある場合として、本市で考えられる可能性があるところといたしますと、個人のご家庭でも今鶏等、鳥骨鶏とか、そういったものを、養鶏場ほどの数ではないでしょうけども、鶏等飼っておられる家庭も幾つかあるというふうに思います。それで、実際に私の住んでおります都府楼団地にも何軒か鶏飼っておられる方がおられましてお話を伺いに行きましたけども、えさをやるときにですね、小屋じゃなくて、ちょっと庭に放し飼いにして雑草等も食べて、その後夕方えさの時間みたいなのをとっているそうなんですけども、そのときには鶏以外にも野鳥等が飛来してくるというふうに、その鶏のえさを一緒に食べているというふうな話も伺っております。それで、やはりそういったところになりますと、必然的にですね、発生危険性としてはですね、可能性が全くない場所とは言い切れないというふうに思うんですね、個人の自宅で飼っておられる鶏から感染することも、病原性のインフルエンザが発生するという。それで、今市長が言われましたけども、仮に鳥インフルエンザが発生したとしたら、それが人に感染する過程の中で、実際東南アジアのほうでは病原菌を持った鳥から直接人に感染するというのではなくて、鳥から豚とか、あるいは犬とか、そういったものに感

染して、それが人に感染してきているというのが最近判明されている事例としてあるようですが、その行動計画を策定される上ですね、個人の方の鶏を飼っておられるところの把握ですね、太宰府市内全体の部分での把握というのも必要になってくるかなと思うんですけども、それについて実施されるお考えはありますでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 鳥インフルエンザ、さまざまな鳥が想定をされると思います。それで、個人の鶏の把握をするかというお尋ねでございますが、まだその辺までは考えてはいませんでしたけども、今のご質問を機会に検討の中に加えていきたいと思えます。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） よろしくお願ひします。それと、これは要望にとどめますけども、その鶏飼っておられる方に聞いたらですね、今まで過去鳥インフルエンザが発生したときにも、市から、当然把握されていないから連絡のしようがないとは思いますが、仮に鳥が死んだときには近づかないでくれ、さわらないでくれとかですね、そういった連絡等も一切なかったということも言われておりますので、ぜひその把握についてはですね、努めていただきたいというふうに思えます。

それと、新型インフルエンザの関連で補正予算の300万円の件について、おとといの環境厚生常任委員会でもちょっと質問させていただきましたけども、職員の方を中心にマスクですか、ゴーグルですか、防護服のほうをですね、購入するための補正予算だというふうには聞いたんですけども、その保管場所がですね、保健センターのほうで保管するというふうに答弁いただいておりますが、ただやはり保健センターでも当然市民の方に接する部分で保管する必要はあるかと思うんですけども、市民課とか、そういった窓口等で活用する場合にはですね、やはり私は保健センターにも一定の数保管していかないといけないと思うんですけども、この庁舎にもですね、保管しておく必要があるというふうに思うんですけども、今後そういった保管場所等の計画等作成される考えもありますでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） マスク、ゴーグル等、今回補正予算をお願いをいたしておりますが、第一義的には保健センターの事務室の裏にヘルパーセンターが昔ございましたが、そこを集中的な保管場所というふうに考えております。本庁にも必要じゃないかというご提案でございますが、本庁で必要になれば距離もそれほどありませんので、随時運んでこれると思えます。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 今、福祉部長が距離が近いからということをおっしゃったんですけども、私が懸念したのはですね、仮に、仮の話ですけども、この市の周りでそれが発生したときにですね、その新型インフルエンザが発生したときにですね、果たしてその運搬が保健センターから距離が短いというのはわかりますけども、それが果たしてスムーズに行くのかなというのが

私の中では疑問点としてちょっと感じたものですから、ぜひ今後その部分については検討していただきたいなというふうに思います。これは要望にとどめます。

それで、ワクチン接種の呼びかけの期間のところに移りますけども、今部長が10月中旬からワクチン接種を呼びかけしているということをおっしゃいましたけども、実際に私も以前病院に勤めておりました、予防で早く来られる方もおられるんですけども、大体病院にワクチン接種で来られる方が多くなるのはですね、どこかでインフルエンザが発生したとか、学級閉鎖が発生した、流行が始まりましたって、そういうニュースがですね、流れると徐々に徐々に窓口に来られて、それで福岡市の病院で働いておりましたけども、福岡市で発生しましたという、もうさばき切れないぐらいの方がですね、ワクチン接種したいということで来られるというふうにあるんですね。やっぱりワクチン接種の部分については定着もしてきていると思いますけども、それでもまだ打てばすぐ効くものだというふうに思われている方もおられますので、今後広報以外にも継続してですね、何らかの呼びかける手段を考えていただきたいなというふうに思うんですけども、それについてはいかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 今年のインフルエンザの流行は少し早いというようなマスコミの報道もあっておるようでございますが、広報以外につきましては、各医療機関の中にポスター等を掲示してまいりたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） その医療機関のポスターというところとですね、もし可能であればですね、ホームページ等も行っていただきたいかなと思うんですけども、そういったポスターのところをですね、例えば医療機関にも張ってあるポスターをですね、例えば保育所とか、保護者の方がですね、目につくようなところ、保護者の方以外にも高齢者の方が集まられるようなところ等にもですね、張っていただきたいなというのはあるんですけども、これは医師会が保育所と協力してやることなのかなというふうにも思ったりもしますけども、それについて医師会に確認して、市としても対応するところがあるのなら対応していただきたいなというふうに思いますけども、それについてはいかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） ホームページの掲載については可能かと思います。また、保育所や保護者の目につくところなどについても、医師会との協議の中では可能かと思います。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） よろしくお願ひします。それで、ワクチン接種の助成のところに移りますけども、過去本市でも緊急避難的にといいましょうか、一時的に助成等を小学校の低学年等に対して行ったことがあるというふうに聞いておりますけども、できればですね、この部分は助成等を通年でですね、やっていただきたいなというふうに思うんですけども、実際にやっていただくという希望等について今寄せられているということはないんでしょうか、要望等



が。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 今年ヤングママさんの会というような団体から署名が寄せられまして、約4,000名の方からの署名要望を受けております。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） わかりました。それと、この予防接種への助成については、午前中に清水議員からも出ておりますので、私も大体その部分は重なる部分が多いというふうに思いますので、1点だけ確認したいのは、午前中の答弁の中では、安全性等が認められた場合などについては今後対応としていきたいというふうに答弁がありましたけども、予防接種をすることによっての安全性等が認められる、そのことの判断といいますかね、その安全性が認められる検討というのを今年されるというふうに認識していいんでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 国の予防接種法の中にこのインフルエンザが入れられたというときに、安全性が認められたものというふうに理解をいたします。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） わかりました。ぜひ国にもですね、そういった部分では働きかけ等もぜひ検討してでもですね、やっていただきたいとなというふうに思います。

それと、流行時のワクチンの在庫状況等のところに移っていきますけども、そのワクチンの在庫の状況、先ほども申しましたけども、病院に大量にやっぱりインフルエンザが発症したときにワクチン接種を希望して来られるわけですよ、そのときにもうワクチンの在庫がなくて対応できないということも往々にしてあるんですけども、事前にどこの医療機関がワクチンの在庫状況として持っているのかというのは、県が当然各情報の公開といいますか、ホームページ等も通してですね、当然公開はしているというふうに認識しておりますけども、実際にそういった流行が発生したときにですね、多くの方が県の例えば保健所だったり県庁のホームページにアクセスされるとですね、サーバーがパンクするといいましょうか、なかなかつながりにくくなって必要な情報が得られないというのは、こういった病気の流行とか、そういったときにはよるあることだというふうに思います。ですので、やはり県の情報をですね、同じ情報でも市のほうにも掲載してですね、少しでもそういった市民の方が知りたい情報をスムーズにとれるようにするための仕組みが必要だというふうに思いますけども、それについて県と協議していただくことは可能でしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 福岡県の情報によりますと、国からワクチンの供給体制に関する通知があり、本年は十分なワクチンがあるということでございます。また、市内の医療機関ではワクチンの在庫状況が今のところ不足していないという報告でございます。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 本年は不足しないということはわかりましたけども、ただ情報の伝える部分についてですね、そういったところを、私が今質問したのは、不足している場合、していない場合とか、いろいろケース、ケースで毎年毎年違うとは思いますが、そういった今県が情報を県民の方にお知らせというか、するところを担当しているというふうに思いますけども、そういった今後のこととしてですね、同じ県の情報を市としても、市のホームページ上なりいろいろ情報をお知らせする手段として可能なかということをお私、今質問で伺ったんですけども、その点についてどうでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 議員も申されましたように、これはインフルエンザは流行の度合いによって随分と供給量、需要量が変わってくると思いますので、それを適時把握して適切な情報を流すと、ホームページに掲載したとしても、それを毎日更改をしていかにやいかんというような問題があるのではないかと直観的には思います。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） ぜひいろいろ今部長の言われた部分も問題点といいますか、そういったところでは確かにあるかなというふうには思いますけども、やはりワクチンをですね、今年は大丈夫ということですけども、来年度に、来年というか、ワクチンが不足した時にですね、どこの医療機関ならまだ間に合うのかとか、そういった知りたい情報がですね、県のところではかたれないということで、それで極端な話、それが県1カ所だったらですね、全県下がそういったものがホームページ上にアクセスが集中してしまっていてですね、つながらなくて見れない、知りたい情報がとれないというようなこともですね、問題点として私はあるんじゃないかなというふうに感じますので、今後そういったところをですね、何とか市でも県と同じものをですね、情報を何とか発信できるような手だて等は協議、検討していただきたいとなというふうに思います。

それで、5番目の保育所の対応のところに移っていきますけども、今部長が私の質問に対して答弁で言われたのは、あくまでもインフルエンザですとか、そういった流行性の病気にお子さんがかかっているお子さんの場合だというふうに認識しましたけども、仮にですね、保育園に登園してですね、全くかかっていないお子さんおられますよね。かかっていないお子さんが保育所の閉鎖等が発生して保護者の方に迎えの連絡をしたけども、どうしても職場が遠方にあるとか、あるいはおじいちゃん、おばあちゃんとか、そういったお父さん、お母さん以外にも迎えに行ける方がすぐいないとかですね、そういった場合の対応策については何らかのことがあるのでしょうか。その点についてお聞かせください。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 朝保育所に預けたときは元気であったと、ところがお昼ごろ発熱したと、保護者に連絡したけれども迎えが難しいといった場合の対応につきましても、定刻の迎えがあるまでは保育所で預かっております。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） そういったケースも当然あるかなというふうに思うんですけども、じゃあ例えば保育所が閉鎖されますよね。それで、今の部長のケースも当然あるかと思うんですけども、全く問題——問題のないと言ったらあれですけども、全く病気も発症していないけども、例えば今言われたように、別の子が病気発症して、今度ほかの子にうつる。ちょっと済いませんね。ちょっと例えるとですね、例えばここに2人子供がおりますけども、久美子さんがちょっと登園したときに熱に——熱というか、インフルエンザ等の疑いが発生したと、それで久美子さんのほうがそういったインフルエンザということがわかって保育所が閉鎖しないといけなくなった。そのときに迎えに来てくださいと雅之——雅之君と自分で言うのもなんですけども、その雅之君の保護者に電話したけども、その保護者の方がちょっと今職場すぐに抜けられません、お父さん、お母さん抜けられません、祖父母の方もちょっとすぐに迎えに来れる環境がありませんというふうに、そういったときの対応策について私はちょっと質問したつもりだったんですけども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） まずは保護者にお迎えをお願いするわけですが、その保護者が何らかの理由で迎えに来れないというときは、その保護者の許可を得た代理の方のお迎えまで連絡をします。しかし、そちらもだめであったという場合には、もう閉園まで預かるということでございます。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） わかりました。できるだけですね、保護者の方が、私もこの場合、閉園今までされたことがないというふうに今答弁ありましたけども、できるだけ保護者の方がすぐに迎えに来てもらえるだけの環境をですね、整備する必要があるんじゃないかとか、必要があるといってもインフルエンザの発症の状況とか、逐一新聞等でも報道されておりますし、小さい記事ですけども、どっかの町では学級閉鎖が発生したとか、そういったことも新聞で小さくは言っておられますから、そういったものを注意しておられれば、保護者の方ももしかしたらそろそろこちらのほうでも流行して閉鎖等があるんじゃないかなというのも認識としてはですね、出てきて、職場等での仕事の度合いといいますか、そういった仕事の内容についても、子供の迎えが発生しても大丈夫なようにですね、自分でも調整等もできるようになってくるんじゃないかなというふうに考えますので、対応策についてはですね、いろいろ市立の保育所等にもありますので、対応策等のですね、検討を部内でしていただきたいなというふうに思います。

それで、週末からまた寒波が戻ってくるようですけども、くれぐれも体調管理にだけは皆さんも注意していただくことを申し上げまして、一般質問のほうを終わります。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員の一般質問は終わりました。

ここで15時35分まで休憩します。

休憩 午後3時18分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後3時35分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

18番福廣和美議員の一般質問を許可します。

〔18番 福廣和美議員 登壇〕

○18番（福廣和美議員） ただいま議長から許可をいただきましたので、本日最後の質問を3点についてさせていただきますが、先ほど武藤議員の回答で市長の回答はわかりましたので、1問目につきましてはもう次に自席にてさせていただきたいと思っております。

次に、2点目の少子化対策、出産・子育て支援の拡充として政府が2次追加補正予算として妊婦健診の公費負担の拡充を盛り込みましたので、その点についてお伺いします。

本市において本年10月に3回から5回になったところではありますが、この妊婦健診公費負担は現在全国平均5.5回実施されております。しかし、実際の医療現場においては、妊娠から出産に至るまでの健診回数は14回程度が望ましいとされております。出産・子育てとは安心と安全が不可欠であるにもかかわらず、経済的な理由から健診を受けることさえできず、胎児に悪影響を及ぼすケースや出産そのものをあきらめてしまうケースも現実には起きております。

このような実情を踏まえ、国では妊婦健診14回分の公費負担の拡充を、時限的ではありますが、決定をいたしました。この決定は大いに評価に値するものであると思っております。速やかに国の決定に従い妊婦健診の14回分の公費負担を実施をしていただきたい。

追加補正予算で措置される地方財政措置に関し、第1に妊婦健診14回分の公費負担予算を確保していただきたい。また、平成23年度以降もこのことについて前向きに検討していただきたい。このような措置が講じられることを切に要望いたしておりますが、これに対する市長の考えを示していただきたい。

次は、今までも何度となく質問しています水城跡の整備についてですが、単に今回は新年度予算成立前に、前回質問した水城祭り検討に入る前に具体的に来年度の整備計画を示していただきたいとの思いで質問事項に上げましたので、ただ単に水城だけのことではなく、全体的な中の水城跡の整備というふうにとらえて質問にお答えいただきたいと思っております。

再質問については自席にてさせていただきます。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。もう再質問から。

（18番福廣和美議員「いいんですか」と呼ぶ）

○議長（不老光幸議員） 1項目は再質問からお願いします。

市長。

○市長（井上保廣） せっかく聞かれておまして、福廣議員の後にはたくさんの方もいらっしゃいます。それで、私はマナーに違反することなくご回答申し上げたいと思っております。

定額給付金の取り扱いにつきましては、現在国におきましてその制度設計の説明概要が現在

示されております。まだ最終的な決定ではございません。その説明概要によりますと、定額給付金は景気後退下での住民の不安に対処するために、住民への生活支援を行うとともに、あわせて住民に広く給付することによりまして地域経済対策に資するというのが目的でございます。そういったところで支給されるようになっております。私はこの効果は期待できるものと思っております。基本的にこの政策には賛成の立場で、以下の事務が滞ることがないように行っていきたいというふうに思っております。制度の詳細が固まり次第、なるべく早期に、また受給者が混乱しないように、給付できるような体制づくりに努めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） ぜひそういうふうになるようにですね、私は今先ほど地方に押しつけるというようなお話がございましたが、そうではなくて、地方は地方で取り組む余地があるというふうにとらえるべきではなかろうかというふうに思っております。いろんなテレビを見ますと、物すごく国民は期待していないようなことしか報道されませんが、またテレビに出てくる知識人と呼ばれる方々、キャスターあたりは反対の人しか出てまいりませんが、いろんな方の意見も紹介しながらですね、ぜひ太宰府市にとって、太宰府市民にとってこの定額給付金がいい方向にもたらされるようにですね、やっていくべきではないかというふうに思っております。

先ほど市長が回答の中で地域振興券のことを言われました。ここで紹介したいのは、佐賀県知事の古川さんですが、「1999年の地域振興券の発行時、私は旧自治省の地域振興券推進室副室長でした。今回の定額給付金は地域振興券発行時より一般家庭で効果があると思います。物価高騰は落ちついたとはいえ、生活必需品は依然として高いままです。その上で今回の定額給付金は生活防衛のお金になるだけではなくて、個人消費を活性化し、景気浮揚のきっかけとなる点で評価できます」、こういう意見もございます。また、これは早稲田大学の教授のようですけれども、「国民に直接お金を渡すことは景気対策として即効性もあり、なかなかよい政策と思う。経済への不安が強い現在、公平性の観点からも批判を受けるようなアイデアでは決してない。財源となる埋蔵金ももともと国民のお金なのだから国民に戻せばよいということではないか」というご意見もありますし、私が市民と接する中で、これ要らないとか、これに反対する声は一切聞きません。これが全く景気浮揚にならないような論評も我々も耳にしておりますが、大体私は思います。この地域振興券のときにもですね、随分反対がありました。公明党が推進をしてやったもので、すぐみんなが賛成したものはほとんどないんです。福祉政策もそうです。しかし、福祉政策も今では福祉を言わないと政治家ではないと言われるような時代になってしまった。これは必ず評価を受ける、後から、そう私は確信をしております。公明党が今まで提案してきた児童手当にしても、民主党は今子供手当と言いますよ。民主党は反対してきた、ずっと児童手当には。そして、今度は子供手当と言いながら、中学生以上の、中学生、高

校生、大学生を持った子供のところは増税になる、こんなばかなことを言うわけです。昨日も国会の中で、ほかに方法はないかというようなことで言うときに、やじの中で子供手当というばかなことを言う女性の議員がおりましたがね、全く情けないなあという思いで聞いておりました。だから、私は逆に思うんです。民主党さんとかね、そのほか言いませんが、反対されればされるほどいい政策ではないかなという、私はそのような思いでですね、自信を持ってこれを推進していきたい。まだ最終決定はしとりませんが、この後は先ほどもいろいろ出ましたけれども、地域振興券ね、それは地域の浮揚という立場ではいいと思うんですよ。これをできれば商工会とか、観光協会とか、そういったところとですね、これとの何らかの接点を見出すような政策がですね、市でできないのかなという、そういう話し合いとか、これを大いに利用して、地域で使ってもらうにはどうしたらいいか。だから、この前から僕は言うんですよ。もうイオンばかりに行っても太宰府市には何の貢献もないから、太宰府市で何とかこう消費できるようなですね、方策をやっぱり太宰府市として考えるべきだと思いますよ。そういうことでないと、地域に貢献度は少なくなるわけですから、何とかそういった意味で、これを利用してできないものかなと思いますが、その点市長いかがですか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 私も前の議員の方のご質問に答えましたのは、そういった意味合いでございます。何とか10億円というふうなことでしたから、それも全部市内に落ちる方法はないかなというふうなことを発想したわけでございます。今ご指摘のいつに、平成21年3月までとするならば、早急にこれは支給するということが急務だと思いますけれども、そういった方法が可能であれば、可能なような方向で検討はしたいなというふうに思っておるところでございます。日々の施策が今福廣議員がおっしゃっていますように、そういった複合的な考え方がいいでしょうかね、一石二鳥を考えるような考え方が私も必要だというふうなことを思っております。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） ぜひ決定する前にいろいろそういう策を練っていただいて、決定してからではなくて、一応今の政府の考えは年度内に交付するという事になっておりますので、それは国会が通らなければなりませんけれども、年度内に実施をするということで話はありますので、その間にもう決まればすぐ実施できるというところまでやられても僕はいいと思うんですね、逆に。部長さんは市役所の職員の方のご苦勞を十分考えていろいろお話しになりましたけど、私はそのぐらいの苦勞するのは当然だという、逆の立場でね、そう思っております。あくまでもやっぱり市民、低所得者、よく武藤議員も言われるように、困っておられるお年寄りもいっぱいいる、この物価高騰の中で非常にその痛みを我慢しておられる方もいっぱいいるんですね。買いたいものも買えない、また来年の3月にもし実施されれば、お孫さんのランドセルも買える、入学、小学校、幼稚園も入園もある、高校の入学もある、大学の入学もある、そういったときにおじいちゃん、おばあちゃんがお孫さんにね、今の経済状況じゃプレゼントができないけれども、プレゼントすることもできる、若い年代のお母さんたちの消費につながる、そ

う思うだけでもですね、心の面でも明るい部分が出てくるんですよ。今明るい話は全くないじゃないですか。毎日毎日子供、親子の殺人問題とか、それこそ先ほどお話があったように、詐欺の問題、人をだます、そういった話ばかりの世の中でね、それは麻生首相もいろいろ厳しいでしょうけども、ぜひ頑張っていたきたいなというふうに思っておりますし、そういう方向にぜひこの定額給付金、本当はこれ全部読むつもりで持ってきましたけど、怒られましたので、時間をそんなに使うなということで名前だけ紹介しますね。

この人は三菱UFJリサーチ&コンサルティング調査部主席研究員の鈴木さんという方も同じようなご意見で、宇都宮市長、それから先ほど言った早稲田大学の教授、それから一般の方、古川佐賀県知事、福山市長、これは中低所得者支援に効果があると。大阪の寝屋川市長、市民の期待を感じると、あれ以来数多くの電話をね、いただいとりますということも書いてありますし、それからこれは東京の足立区の商店街の振興組合の連合会の理事長さん、庶民が喜ぶ政策が大事と、それから佐賀県の方……。

(「一部でいいです」と呼ぶ者あり)

○18番(福廣和美議員) いやいやいや。

(「名前だけ読めばいい」と呼ぶ者あり)

○18番(福廣和美議員) そういうことでございます。私はさっき武藤議員の質問のときはね、ぐっところえておりましたので、この機会がいただけましてありがたいなというふうに思っております。

ぜひ我々これが決定して使えるようになることを待ち望んでおりますし、先ほど市長言ったように、何とかね、やっぱりこれが太宰府市で使えるように、太宰府市の浮揚に少しでもつながるようにぜひ考えていただきたいと思います。もう一遍最後にその点だけお願いします。

○議長(不老光幸議員) 市長。

○市長(井上保廣) 私も知恵を絞り、商工会あるいは職員とももう少し汗を出すにはどうしたらいかというような方法論を含めて検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長(不老光幸議員) じゃあ、2項目め回答をお願いします。

市長。

○市長(井上保廣) 次に、妊婦健診審査についてご回答申し上げます。

太宰府市におけます妊婦健診の公費負担回数につきましては、本年度4月から3回とし、10月から筑紫地区統一いたしまして、5回といたしたところでございます。ご質問の内容は、10月30日の新たな生活対策に関する政府・与党会議・経済対策関係閣僚会議合同会議で決定されたものでございまして、具体的施策といたしまして安心・安全な出産の確保を図るために、第2次補正予算で残り9回分について平成22年度まで分を、国庫補助を2分の1、市町村の2分の1を地方財政措置として計上する考えのようでございます。

また、妊婦健診の費用につきましては、一部地方財政措置されておまして、母体や胎児の

健康確保の観点のほか、経済的観点からも大切な支援の仕方であるということでは同じ考え方でございます。

厚生労働省から公費負担の拡充に伴い、必要な健診の時期でありますとか、あるいは内容につきましても何らかの形で示すとの発言もあっておりますので、現在1回当たりの負担額の変更の可能性も示唆されております。

福岡県医師会から健診項目の増についての要望もございまして、見直しされる可能性がございます。子育て支援、妊婦支援、少子化対策の観点からこの妊婦健診の公費負担の重要性につきましても、私も十二分にこれは認識をしておりますので、国あるいは県の動向などを十分に見きわめながら対応を図っていきたいというふうに思っております。

そのためにも、私どもは今申し上げておりますように、あらゆる事務事業の見直しを行って、2分の1といっても4,500万円ほど負担増になってまいりますので、底からわいてくるものではございませんで、そういったところを見直しを行いながら、そして市民の負託にこたえられるように努力してまいりたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） 先ほど3回から5回にしたのも4市1町足並みをそろえたということでもございました。今回、この14回の問題についても、4市1町の首長でまた話をされたかわかりませんが、足並みをそろえて当然いかれるのかなというふうに思いますが、その点いかがですか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 当然、前にも申し上げておりますように、今の筑紫地区の首長会、それぞれの首長はその方向を十二分に重要視しておるところでございます。私もその一員として皆さんと協議しながら、筑紫地区の市民の皆さん方がひとしく享受できるような方向性をとってまいりたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） この点については、やはり先ほど市長も言われましたように少子化対策、またそれと今全国で産婦人科の問題とかいろいろありますので、ぜひリーダーシップをとっていただいて、4市1町を引っ張る形で早急に実現するようにですね、努力をしていただきたいと、このことを要望しておきたいというふうに思います。

じゃあ、3点目お願いします。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松田幸夫） 3点目の水城跡整備につきましては、まず私のほうからご回答をいたします。

水城跡につきましては、平成18年度から東門周辺の環境整備といたしまして、駐車場や解説案内板の設置を初め、本年12月末までにはトイレの整備も完了するというところで、史跡地の活用を積極的に図っているところでございます。

今後の具体的な整備計画につきましては、平成19年度と平成20年度に実施いたしました樹木調査に基づきまして、まず平成21年度からおおむね三、四年をかけまして現状の土塁の破損場所の修復、それとあわせて樹木の一部伐採を行いまして、一定の保存修理を計画いたしております。その後、水城跡の整備計画につきましては、大野城市と歩調を合わせながら今まで以上に水城跡に親しんでいただくために、土塁本体の中を散策できるような整備も考えております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） そういう計画があるということで、わかりましたけれども、1つ細かい点で申しわけないけれども、その土塁整備、樹木の一部伐採というお話がただいまございました。大体何月ごろまでにやられるかはまだ見通しは立ちませんか。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松田幸夫） 現時点での計画では、あの調査をいたしました結果が、樹木が約1,300本ぐらいを見込んでいます。しかしながら、それを全部伐採というわけにはいきませんので、景観、その他歴史上の関係も含めまして、大体四、五十本ぐらいは伐採しなきゃならないだろうというふうな専門家の意見もございます。

それから、土塁の修復につきましても、実際調査をしますと、50カ所ぐらい必要性がある部分があるというふうな報告も聞きました。そういう中でいろいろ事前調整とか県の文化財課とも検討する必要がございますので、現時点でいつからというふうなことは申し上げられませんので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） 今現時点ではわからないということで、それはそれとして仕方がない問題ではありますけれども、来年度に入ればそのめどはつくのかなと、するまでわからんと言われると、ちょっときつかなという思いもあるんですが、必ずしもですね、それがないと水城祭りができないということではありませんけれども、できたらいろんな形でそういった後にするというのも考えの中に入れておきたいと思っております。

来年の3月、次の議会ぐらいまでにですね、それができないものなのか、それとも来年度に入っていかないと大体の時期というのはわからないのかですね。というのも、一つは今言われたように四、五十本の伐採をするときに専門家だけではなくて、やはり地域のボランティア、それからいろんな形でそれにできるだけお金がかからない方法を取りながら参加できればいいのではないかなという思いがあります。それは十二分にけが等のことも考えないけれども、一つの目的を持っていけば、そういうことも可能ではないかと思うんですね。そのためにもやはり水城祭りというものをコミュニケーションにも使いながら、ボランティアの皆さんと一緒にですね、この水城の堤防をつくっていこうよと、見直しをしていこうよというふうな形でぜひいければいいのかなというふうに思っております。今のところもうほとんど商工

会の皆さんにおんぶにだっこという形になっていますので、今回の古都の光につきましても、商工会の方がほとんど朝から晩まで苦勞されて非常によかったというふうに地域の人でもありますね、言っておられますし、また来年度もする予定になると思います。そういったものを毎年毎年重ねながら、いつの間にか水城の堤防が変わったなというふうな形のものですね、ぜひつくり上げていきたいなというふうに思っておりますし、今回の駐車場をつくっていただいて、今トイレがもう完成をいたしておりますけれども、今年はその駐車場をつくっていただいたおかげで、あのコスモスの畑もアベックなんかはですね、あの中で写真を撮ったり、通りがかりで寄られた、またバスで来る、自衛隊の車もあそこにとめることができたというですね、非常に多くの方があそこにとまってあのコスモスを観賞、楽しまれたというふうに思っておりますので、あの一帯を一年じゅう何か花とかそういったもので、4月は桜も咲きますし、そういったもので飾ることが今後望ましいかなとも思うんですね。それはそれとして、大体さっき言いましたように、3月が無理なのかどうか、5月ならわかるかどうか、ちょっとそこらあたりわかれば教えてください。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松田幸夫） 先ほど申しました平成21年度から始めます樹木の一部伐採でありますとか、のりの修復工事をいたしますので、当然平成21年度の予算要求に今現在出しているところでございます。最終的には3月の議会の中で新年度予算として、金額はまだわかりませんが、お願いをしようかなというふうには思っております。

それで、ボランティアの関係ですけれども、この樹木を調査をいたしましたときにもボランティアを市の広報等で募集をいたしました。平成20年度については23人ほど協力をしてもらって、ずっと4haぐらいありましたけれども、一応調査が完了したという状況になっています。

樹木の一部伐採につきましても、大木については無理かもしれませんが、それなりの樹木についてはボランティアの方をお願いをしながら整備をしていきたいというふうに思います。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） わかりました。そこで、要望なんですけど、もう担当のほうはご存じだと思いますけれども、伝統的な町並みやそこで暮らす人々の営みを歴史的な風致という意味にとらえ、後世への継承を目指す歴史まちづくり法、今年の5月に成立で11月4日に施行されております。市区町村においては歴史的風致維持向上計画を作成して国に提出をしているところもあるというふうに聞いております。これは歴史まちづくりで地域を活性化しようということであり、ざっと大きな文字だけ読みますと、歴史的趣を維持・再生、建造物の復元・修理・移設など、国交省など3大臣の認定で国の支援や特例を活用しますと。今現在、4市が既に計画を提出をしている。石川県の金沢市、ここは武家屋敷の町並み、流れる用水の改修と、建物じゃなくて用水を改修、岐阜の高山は豪商の土蔵復元や周遊ルートを整備というようなことで、あとは滋賀県の彦根市、山口県の萩市が出されております。彦根市の場合は、彦根城と城下町を

中心とした事業を盛り込んだ計画を国に提出と、萩市は萩と三田尻を結ぶ萩往還に設けられた札場ですかね、の復元などの事業計画を提出している。これが国に通ったかどうかはまだわかりませんが、そういったことでこういうことを水城跡にもですね、私は利用できるのではないかという、水城跡の復元という意味からすれば、こういったものを使ってもいいのではないかなというふうに思っております。ぜひ一度、もうご存じと思いますけども、歴史まちづくり法に基づくこういったものがあるということで載っておりますので、要望と言いましたけども、ぜひ一遍検討をしていただきたいというふうに思いますけど、最後に市長そのことだけちょっと。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 今歴史まちづくり法等につきましては、実はこの法ができる際においては、太宰府市がまちぐるみ歴史公園、まるごと博物館構想の中での資料を持ち込んでおります。それで、今文化財のほうで認定されておりますのも、その延長上でございます。今私ども描いております、ご指摘もありました水城跡周辺整備を含めた形でのまちぐるみ歴史公園、この際については有効なこの歴史まちづくり法を適用させてもらいながら、今申請していきたいというふうに思っておるところでございます。今基礎調査的な形をもってやっておりますんで、必ず太宰府市のためのこれはできたような法であるというふうに思っておりますんで、私は頑張りたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員の一般質問は終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は、明日12月12日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午後4時08分

~~~~~ ○ ~~~~~